

「徳島県障がい者施策基本計画」（最終案）について

1 計画の概要

障がい者の自立と社会参加を推進する「障がい者施策基本計画」と障がい者福祉サービス等の円滑な提供に資する「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」を一本化し、総合的な調和を図るとともに、「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」の実施計画としての位置づけを明確にしたもの。

2 計画期間

平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）までの6年間
（計画3年目に中間見直し実施）

3 基本理念

障がいの有無に関わらず、全ての県民が互いに人格や個性を尊重し、活躍できる徳島づくり

4 重点項目及び主な数値目標

(1) 地域社会における「心のバリアフリー」の促進

差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進

- e-モニターアンケートによる条例の認知度 ⑳ 30.7% → ㉓ 95%以上
- " 障害者差別解消法の認知度 ⑳ 45.9% → ㉓ 95%以上

行政等における配慮の充実

- ㊦ 県職員ボランティア「心のバリアフリー☆アンバサダー」登録者件数 ⑳ - → ㉓ 360人

(2) 地域で安心して暮らせる環境づくり

防災、防犯等の推進

- ㊦ 施設従事者等に対する防犯対策研修受講施設数 ⑳ - → ㉓ 30箇所

(3) 障がい者の自立と社会参加の促進

雇用・就業、経済的自立の支援

- 施設利用者の平均月額工賃 ⑳ 21,700円 → ㉓ 23,700円
- 民間企業の障がい者雇用率 ⑳ 2.17% (法定雇用率2.0%) → ㉓ 法定雇用率(2.3%)以上

障がい者スポーツ・文化芸術活動等の振興

- ㊦ 障がいのある人とない人が参加できるスポーツ大会開催（累計） ⑳ - → ㉓ 6回
- 障がい者アーティストの卵発掘展応募点数（累計） ⑳ 140点 → ㉓ 440点

(4) 障がい福祉サービス等の支援体制の充実

自立した生活の支援 ※障がい福祉計画・障がい児福祉計画部分のため32年度までの数値目標となる。

- 福祉施設入所者の地域生活への移行
 - ・ 地域移行者数 H28年度末施設入所者(1,507人)の9%(135人)
- 福祉施設の利用者の一般就労への移行
 - ・ 年間一般就労への移行者数 ㉒ 63人 → ㉓ 109人 (H28実績の1.7倍)
- 障がい児支援の提供体制の整備等
 - ・ 主に重症心身障がい児を支援する障がい児通所支援事業所の整備 ㉒ 8市町村 → ㉓ 全市町村 (広域設置も含む)

徳島県障がい者施策基本計画

（平成30年度～平成35年度）

（最終案）

平成30年3月

徳 島 県

本県では、平成26年1月より「障害」の「害」を「ひらがな表記」としています。このため、本計画においても、「障害」という言葉が「人や人の状態」を表す場合は「障がい」と表記しています。ただし、法令名や団体等の固有名詞として使用する場合や、人の状態を表さない場合は、「障害」と表記しています。

例)

障害者 → 「障がい者」
障害福祉 → 「障がい福祉」
障害者基本法 → 「障害者基本法」

目 次

第1章『総論』

第1節 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の基本理念	3
3 計画の重点項目	3
4 計画の性格及び位置づけ	3
5 計画の基本的な考え方	4
6 計画の推進体制	6
7 計画の期間	6
8 計画の達成状況の点検・評価	6
9 障がい者の概念	7
10 障がい保健福祉圏域	7
11 障がい福祉サービス等・障がい児通所支援等の体系・内容	9
第2節 障がい者の動向	15
1 身体障がい者の状況	15
2 知的障がい者の状況	18
3 精神障がい者の状況	20

第2章『各論』

第1節 差別の解消，虐待の防止及び権利擁護の推進	22
1 障がいを理由とする差別の解消の推進	22
2 虐待の防止，権利擁護の推進	23
第2節 行政等における配慮の充実	25
1 選挙等における配慮等	25
2 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等	25
第3節 教育の振興	27
1 インクルーシブ教育システムの推進	27
2 教育環境の整備	30

第4節	安全・安心な生活環境の整備	31
1	住宅の確保	31
2	移動しやすい環境の整備等	32
3	アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進	33
4	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	33
第5節	防災、防犯等の推進	35
1	防災対策の推進	35
2	防犯対策の推進	37
3	消費者トラブルの防止	37
第6節	保健・医療の推進	39
1	保健・医療の充実等	39
2	精神保健・医療の適切な提供等	40
3	難病に関する保健・医療施策の推進	41
4	障がいの原因となる疾病等の予防・治療	42
第7節	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	44
1	情報提供の充実等	44
2	意思疎通支援の充実	44
3	行政情報のアクセシビリティの向上	45
第8節	雇用・就業、経済的自立の支援	47
1	総合的な就労支援	47
2	経済的自立の支援	48
3	障がい者雇用の促進	49
4	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保	50
5	福祉的就労の底上げ	51
第9節	障がい者スポーツ・文化芸術活動等の振興	53
1	スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進	53
2	文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	54

第10節 自立した生活の支援	56
1 地域移行支援及び在宅サービス等の充実	56
2 相談支援体制の構築	58
3 障がいのある子どもに対する支援の充実	60
4 障がい福祉サービスの質の向上	63
5 補装具の交付、日常生活用具の給付及び身体障がい者補助犬の育成等	64
6 障がい福祉を支える人材の養成・確保	64

第3章 施策基本計画の目標数値・見込み量

第1節 主要施策の数値目標一覧	66
第2節 提供体制の確保に係る数値目標・見込み量	72
1 数値目標	72
2 サービス見込み量	80
3 地域生活支援事業の見込み量	89

資料編

資料1 障害者基本法（抄）	93
資料2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）	103
資料3 障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例	107
資料4 徳島県障がい者施策推進協議会設置条例	117
資料5 徳島県障がい者施策推進協議会委員名簿	119

第1章『総論』

第1節 計画の概要

1 計画策定の背景

(1) 国における障がい者施策の動向

平成18年12月に、障がい者への差別禁止や障がい者の尊厳と権利を保障することを義務付けた国際条約である「障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号。以下「障害者権利条約」という。）」が国連総会にて採択されたことにより、国においてはこの障害者権利条約の批准に向け、国内法の整備が進められてきました。

平成23年8月には「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）が改正され、障がい者の定義の見直しや障がいを理由とする差別の禁止が明記されたほか、同年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）が制定されました。

また、平成24年には「障害者自立支援法」の改正法となる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）が制定され、障がいのある人への支援の拡充などが行われました。

更に、平成25年には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）や、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止を定めた「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第46号。以下「改正障害者雇用促進法」という。）が制定されました。

平成26年1月に障害者権利条約が批准された後も、平成28年6月には障害者総合支援法の施行3年後の見直し、同年8月には「発達障害者支援法」（平成16年法律第167号）の一部改正など、様々な法改正が行われました。

また、平成25年には、平成32年（2020年）に「2020オリンピック・パラリンピック東京大会」が開催されることが決定し、これを契機に様々な心身の特性や考え方をもちすべての人が、相互にコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」への取組が始められているところです。

(2) 本県の取組み

徳島県でも障害者基本法に基づき、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、平成15年3月に「徳島県障害者施策新長期計画」を、平成19年3月には「新徳島県障害者施策長期計画」を、更には、平成2

4年3月に「徳島県障害者施策基本計画」を策定し、各種施策を推進してきたところです。

また県においても、近年の障がいのある人の権利を擁護する意識の高まりを受け、障がいを理由とする差別の解消や障がいのある人の日常生活や社会生活を制限している社会的障壁の除去、さらには障がいの特性に応じた適切な情報の取得や利用・意思疎通・移動のための手段の確保などを通じて、障がいのある人が自立して社会参加し、自己の個性や能力を発揮することができるような共生社会の実現を目指し、平成27年12月に「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」（平成27年条例第71号。以下この章において「条例」という。）を制定し、条例に基づく各種施策を積極的に推進しています。

(3) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

平成18年4月に施行された障害者自立支援法に基づき、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができることを目的に、障がい福祉サービス等の必要量を的確に見込み、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等を円滑に実施し、その提供体制を計画的に確保・整備するための計画である「徳島県障害福祉計画（第1期）」を策定して以降、4期にわたる「徳島県障がい福祉計画」を策定し、計画的な障がい福祉サービス提供体制の整備を図ってきました。

また、障害者総合支援法及び「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、都道府県及び市町村は、国の定める基本指針に即して新たに「障がい児福祉計画」を定めるものとされました。

(4) 一体となる計画の策定

「徳島県障がい福祉計画」は、「徳島県障がい者施策基本計画」の中の「生活支援」における「障がい福祉サービス等」に関する実施計画として位置付けられてきました。このため、両計画の推進にあたっては、従来より調和を保ち、一体的に取り組んできたところです。

平成29年度は、第4期福祉計画の終期にあたることから、本県における障がい福祉サービス提供体制の整備がさらに確実なものとなるよう、必要な見直しを行い、第5期障がい福祉計画を策定するとともに、障がい児通所支援等の提供体制の確保その他障がい児通所支援等の円滑な実施のため、新たに障がい児福祉計画を策定する必要があります。

「徳島県障がい者施策基本計画」及び「障がい福祉計画（第4期）」の計画期間の終了に伴う次期計画の策定、及び新たな「障がい児福祉計画」の策定に伴い、これまでに取り組んできた総合的かつ計画的な障がい者施策に加え、変わりゆく社会情勢や時代のニーズに対応し、県の施策をより総合的・計画的に推進するため、この度、これらの計画を一体的に統合し、本県の障がい者施策

の新たな基本指針とする「徳島県障がい者施策基本計画」を策定しました。

また、条例の実効性を高めるため、本計画を同条例の実施計画と位置づけ、条例の理念の実現を目指します。

2 計画の基本理念

本計画の基本理念は次のとおりです。

「障がいの有無に関わらず、全ての県民が互いに人格や個性を尊重し、活躍できる徳島づくり」

3 計画の重点項目

基本理念の実現のため、特に重点的に取り組むべき項目として、次の4項目を本計画における重点項目とします。

(1) 地域社会における「心のバリアフリー」の促進

障がいについての理解を深めるとともに、障がい者に対する差別や偏見を取り除くため、県民一人ひとりの「心のバリアフリー」を促進し、障がいの有無に関わらず、全ての県民が互いに人格や個性を尊重する徳島づくりを目指します。

(2) 地域で安心して暮らせる環境づくり

障がい者が活躍できる徳島づくりのためには、障がい者が安全・安心に暮らせる生活環境が不可欠であることから、地域における環境整備や防災・防犯対策に取り組めます。

(3) 障がい者の自立と社会参加の促進

障がい者の就労支援や、文化芸術・スポーツなどを通じた交流を推進し、障がい者が地域の一員として生き生きと活躍できる徳島づくりを目指します。

(4) 障がい福祉サービス等の支援体制の充実

障がい者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むために、障がい者（児）それぞれに対応するきめ細かな相談支援提供体制の確保や、障がい福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

4 計画の性格及び位置づけ

(1) この計画は、条例に規定する「障がいのある人の権利擁護」、「地域における共生社会の実現に向けた取組」及び「県民理解の促進」を具体的に推進するための実施計画です。

- (2) この計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく、本県における障がい者のための施策に関する基本的な計画です。
- (3) この計画は、障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく障がい福祉計画です。
- (4) この計画は、児童福祉法第33条の22の規定に基づく障がい児福祉計画です。
- (5) この計画は、「社会福祉法」（昭和26年法律第45号）第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」（徳島県地域福祉支援計画）、「医療法」（昭和23年法律第205号）第30条に規定する「医療計画」（徳島県保健医療計画）及び「介護保険法」（平成9年法律第123号）第118条に規定する「都道府県介護保険事業支援計画」（徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画）、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）第62条に規定する「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」（徳島県子ども・子育て支援事業支援計画）その他の法律の規定による計画であって障がい者（児）の福祉に関する事項を定めるものと調和を保つものとしします。
- (6) この計画は市町村の障がい者施策を推進する上での基本的方向を示すものであり、市町村障がい者計画策定に当たっての基本となるものです。
- (7) この計画は、「市町村障がい福祉計画」及び「市町村障がい児福祉計画」の方針を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施され、地域の実情に即した障がい福祉サービス等及び障がい者通所支援等が提供されるよう、市町村との密接な連携のもとに広域的な調整を図りながら、推進する計画です。
- (8) この計画は、障がい者をはじめとして全ての県民や企業、各種団体等が自主的かつ積極的な活動を行うための指針です。

5 計画の基本的な考え方

(1) 条例の理念の尊重及び整合性の確保

障がい者に係る施策、制度、事業等を策定し、及び実施するに当たっては、条例の理念を尊重するとともに、条例との整合性を確保します。

(2) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、必要とする障がい福祉サー

ビスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進め、また、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(3) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるように、障がい者のアクセシビリティ向上の環境整備を図ることが重要であり、社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進していくため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れます。

あわせて、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上と心のバリアフリーを推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業・市民団体等の取組みを支援します。

(4) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がい者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

また、複数の分野にまたがる課題については、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応します。

(5) 障がい特性や地域に配慮したきめ細かい支援

障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえ、障がい者施策を実施します。

また、障がい種別間格差の解消を目指すとともに、市町村と連携し計画的なサービス基盤の整備を図り、地域間格差の解消を目指します。

(6) 障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障がいのある女性は、障がいに加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置いた施策を実施します。

また、障がいのある子どもは、成人の障がい者とは異なる支援を行う必要性があることに留意します。

さらに、障がいのある高齢者に係る施策については、高齢者施策との整合性に留意して実施します。

(7) 障がい福祉サービス・障がい児支援の提供体制の確保

障がい者が必要とする訪問系サービス・日中活動系サービスの支援が受けら

れるよう、サービスの提供体制の確保を目指します。

グループホーム、訓練事業等の生活基盤の充実により、施設入所・入院から地域生活へ移行を目指します。

就労支援関係事業の推進により、障がい者の雇用の場の拡大を図るとともに、施設から一般就労への移行を目指します。

地域の実情に即した適切なサービス提供体制を構築するために、NPO法人、地域活動団体、ボランティア活動団体等と連携・協力を図りながら、地域の社会資源を最大限活用して、障がい者の生活を地域全体で支える基盤の構築を目指します。

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

障がい児支援を行うにあたり、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域の支援体制の構築を目指します。

6 計画の推進体制

障がい者自身の意見を十分に聴き、計画の推進への反映を図ります。

県の関係各課相互間の緊密な連携・協力を図るとともに、国・市町村等の関係行政機関、民間事業者、障がい者団体等、幅広い関係者が連携し、それぞれの役割分担と協力のもとに計画を推進します。

7 計画の期間

計画の期間は平成30年度(2018年度)から平成35年度(2023年度)までの6年間とします。ただし、各年度ごとに計画の進捗状況の点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行うとともに、障がい者を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、3年目の平成32年度(2020年度)中に計画全体の間見直しを行います。

なお、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の数値目標部分については、国の基本指針により3か年ごとの数値目標を設定する必要があることから、平成30年度から32年度までの数値目標を設定し、平成32年度中の間見直しにあわせて、平成33年度から35年度の数値目標を新たに設定することとします。

8 計画の達成状況の点検・評価

本計画は、年度ごとに、目標の達成状況、各障がい福祉サービスの利用状況、見込量の達成状況及び障がい福祉サービス提供体制の整備状況について、徳島県障がい者施策推進協議会において点検・評価を行い、その結果に基づき、必要があると認められるときは見直しを行うなど対策を講じます。

9 障がい者の概念

本計画における障がい者とは、障害者基本法に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

10 障がい保健福祉圏域

障がい者施策の推進にあたり、単独市町村での実施が困難である事業やサービスについて、市町村の区域を越えた広域的な障がい福祉サービス提供体制の整備を図るため、従来より障がい保健福祉圏域を設定してきました。

本県の障がい保健福祉圏域は、「東部障がい保健福祉圏域」、「南部障がい保健福祉圏域」、「西部障がい保健福祉圏域」の3圏域からなり、さらに各圏域内にそれぞれ2つのサブ圏域（副圏域）を設定しています。

平成26年度より、障がい者の生活に密接に関わりを持つ保健・医療とのより一層の連携を図るため、県の保健医療圏及び老人保健福祉圏域に合わせ、勝浦町及び上勝町を「東部圏域（東部第1サブ圏域）」から「南部圏域（南部第1サブ圏域）」に編入しており、本計画においても引き続きこの圏域を設定します。

○ 東部圏域

東部第1サブ圏域：徳島市 鳴門市 佐那河内村 石井町 神山町
松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町

東部第2サブ圏域：吉野川市 阿波市

○ 南部圏域

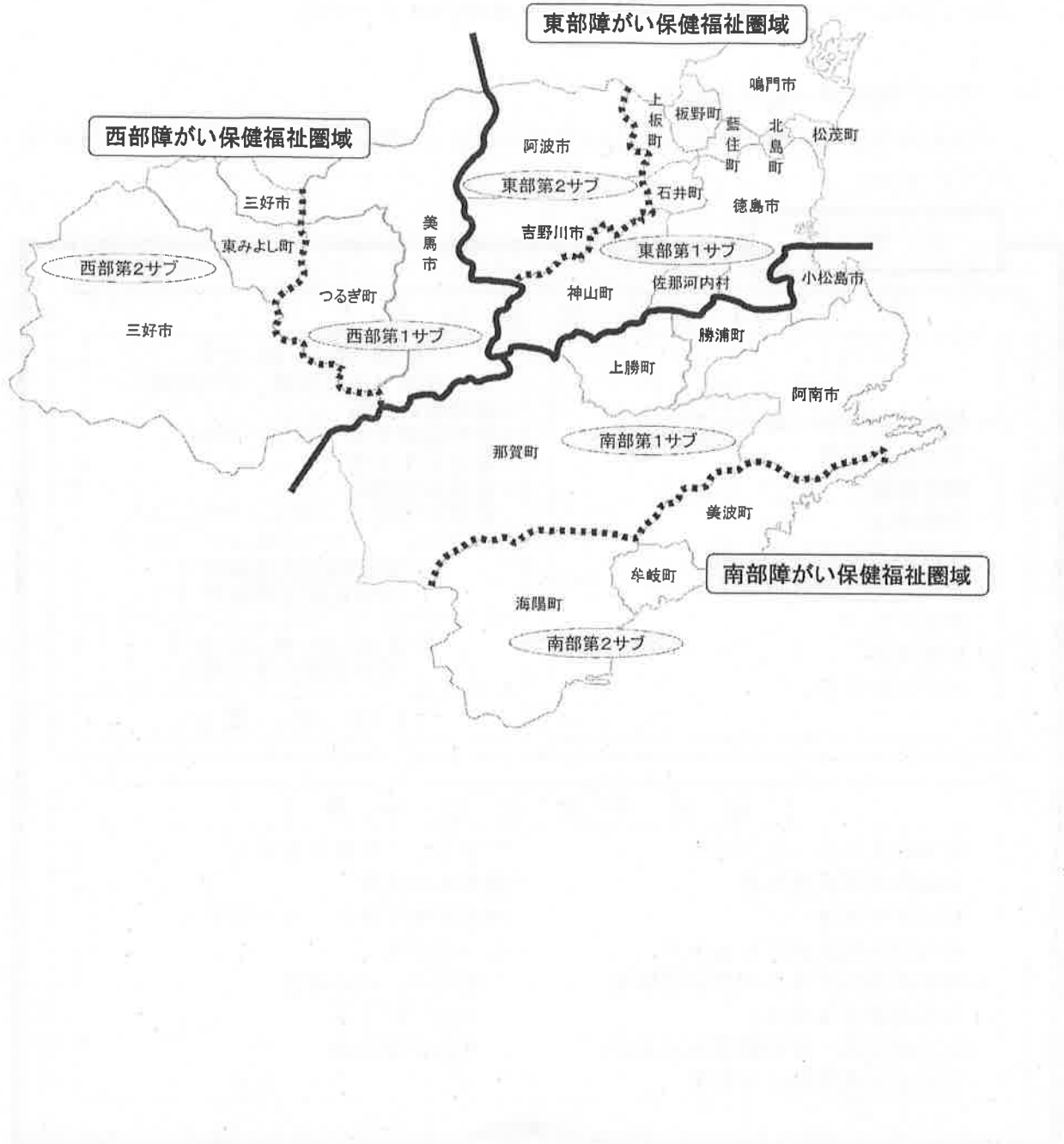
南部第1サブ圏域：小松島市 阿南市 勝浦町 上勝町 那賀町

南部第2サブ圏域：牟岐町 美波町 海陽町

○ 西部圏域

西部第1サブ圏域：美馬市 つるぎ町

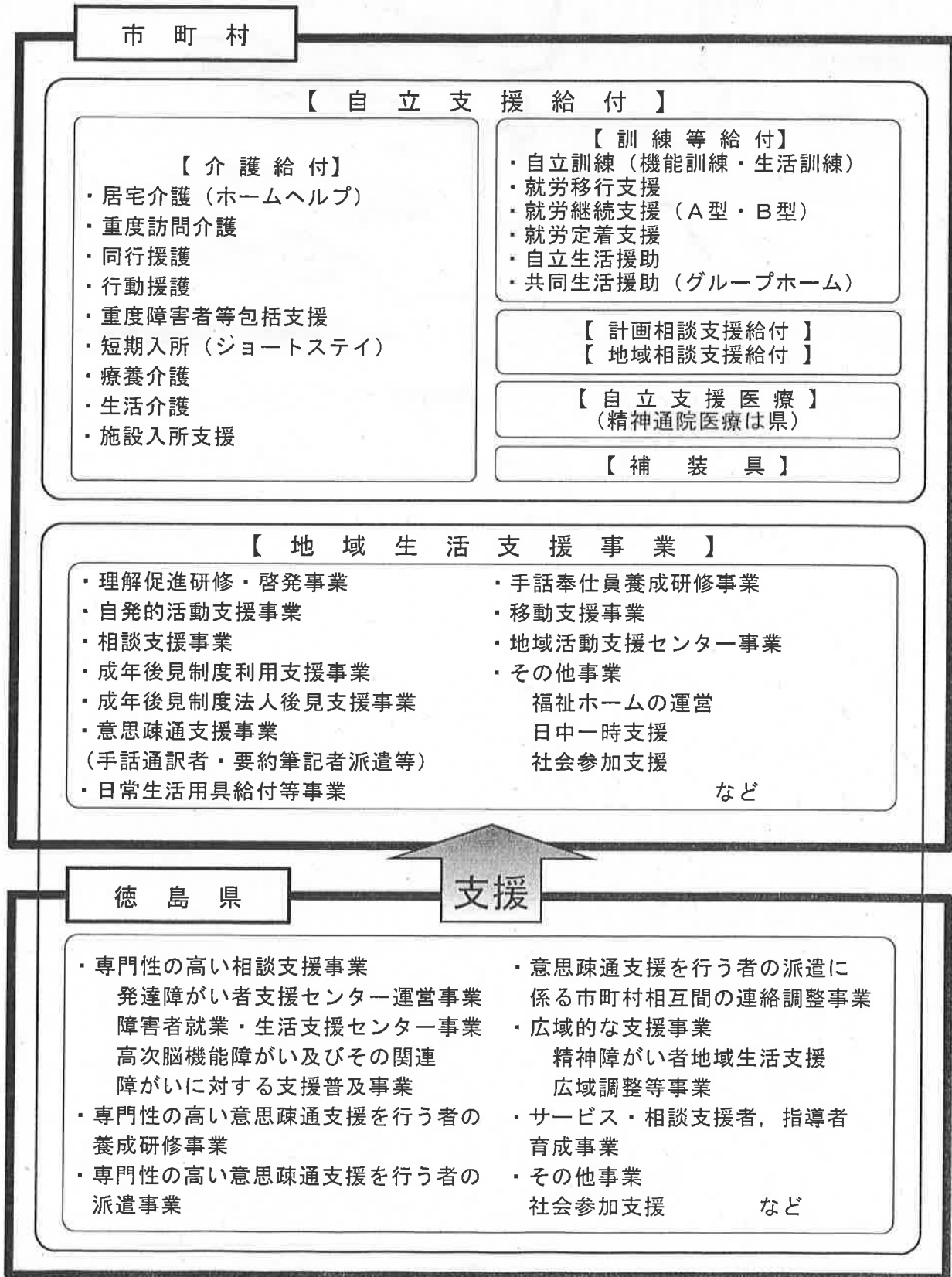
西部第2サブ圏域：三好市 東みよし町



11 障がい福祉サービス等・障がい児通所支援等の体系・内容

(1) 障がい福祉サービスの体系

総合的な支援の全体像は「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。



(2) 障がい福祉サービスの内容

ア 訪問系サービス

(ア) 居宅介護（ホームヘルプ）

在宅障がい者の居宅にて、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

(イ) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、重度の知的障がい者、重度の精神障がい者で常に介護を必要とする障がい者に、居宅で、入浴、排泄、食事、家事（料理、洗濯、掃除）、生活に関する相談・助言、外出時における移動支援等を総合的に提供します。

(ウ) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を提供します。

(エ) 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、移動する際の必要な援助を行います。

(オ) 重度障害者等包括支援

意志疎通に著しい支障があり、寝たきりの状態や行動上著しい困難を有する等、介護の必要性が非常に高い障がい者に、居宅介護や行動援護等複数のサービスを組み合わせて包括的な支援を行います。

イ 日中活動系サービス

(ア) 生活介護

常に介護を必要とする障がい者に、昼間の食事、入浴、排泄等の日常生活上の介護を提供するとともに、身体能力・日常生活能力の維持向上を目指した生産活動や創作活動の機会も提供します。

(イ) 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者の機能回復のための理学療法・作業療法等、リハビリテーションや日常生活上の相談支援を行います。

(ウ) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者、精神障がい者の食事や家事等の日常生活を向上するための支援や日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援を行います。

(エ) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がい者に、就労に必要な知識や能力の

向上のために必要な訓練，事業所内や企業における作業や実習を行うとともに，個々の適性に合った職場を探し，就労後の職場定着のための支援を行います。

(オ) 就労継続支援（A型）

事業所内において，雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに，一般就労に必要な知識や能力が高まった者について，一般就労移行への支援を行います。

(カ) 就労継続支援（B型）

事業所内において，就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は締結しない）するとともに，一般就労に必要な知識，能力が高まった者について，一般就労移行への支援を行います。

(キ) 就労定着支援

生活介護，自立訓練，就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がい者について，当該事業所での就労を継続するために必要な事業主，障がい福祉サービス事業者，医療機関等との連絡調整等を行います。

(ク) 療養介護

病院等において，医療及び常に介護を必要とする障がい者に，医学的管理下のもと食事や入浴等の介護を提供します。また，レクリエーション活動等の社会参加活動を実施するとともに，身体能力・日常生活能力の維持向上を目指した「声かけ」，「聞き取り」等のコミュニケーション支援等も行います。

(ケ) 短期入所（ショートステイ）

在宅障がい者の家族等，自宅で介護する人が病気等により介護することができない場合等に，施設へ短期間（夜間も含む）入所し，施設にて入浴，排泄，食事等の介護等を行います。

ウ 居住系サービス

(ア) 自立生活援助

施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がい者等が居宅で自立した日常生活を営む上での問題につき，定期的な巡回訪問や随時通報による当該障がい者等からの相談に応じ，必要な情報の提供及び助言等の援助を行います。

(イ) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日において，共同生活を行う住居で，相談，入浴，排せつ，食事の介護や日常生活上の援助を行います。

(ウ) 施設入所支援

施設に入所する障がい者に，夜間や休日において，入浴，排せつ，食事

等の介護等を行います。

(エ) 短期入所（ショートステイ）

在宅障がい者の家族等，自宅で介護する人が病気等により介護することができない場合等に，施設へ短期間（夜間も含む）入所し，施設にて入浴，排泄，食事等の介護等を行います。

(3) 障がい児支援サービスの内容

ア 障がい児通所支援

(ア) 児童発達支援

未就学の障がい児に対し，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練等を行います。

(イ) 医療型児童発達支援

肢体不自由児等の医療を必要とする障がい児に対し，上記の児童発達支援に加えて治療を提供します。

(ウ) 放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し，放課後を利用して生活能力の向上のために必要な訓練を行うとともに，夏休み等の長期休暇における余暇支援を提供します。

(エ) 保育所等訪問支援

保育所等の児童が集団生活を営む施設に対し，その施設を訪問し，障がい児が集団生活を行いやすいように専門的な支援を行います。

イ 障がい児入所支援

(ア) 福祉型障がい児入所支援

入所した障がい児に対して，保護，日常生活の指導，知識技能の付与を行います。

(イ) 医療型障がい児入所支援

上記の支援に加えて，肢体不自由児や重症心身障がい児等，医療が必要な障がい児に対して医療を提供します。

(ウ) 短期入所（ショートステイ）

在宅障がい者の家族等，自宅で介護する人が病気等により介護することができない場合等に，施設へ短期間（夜間も含む）入所し，施設にて入浴，排泄，食事等の介護等を行います。

ウ 居宅訪問型児童発達支援

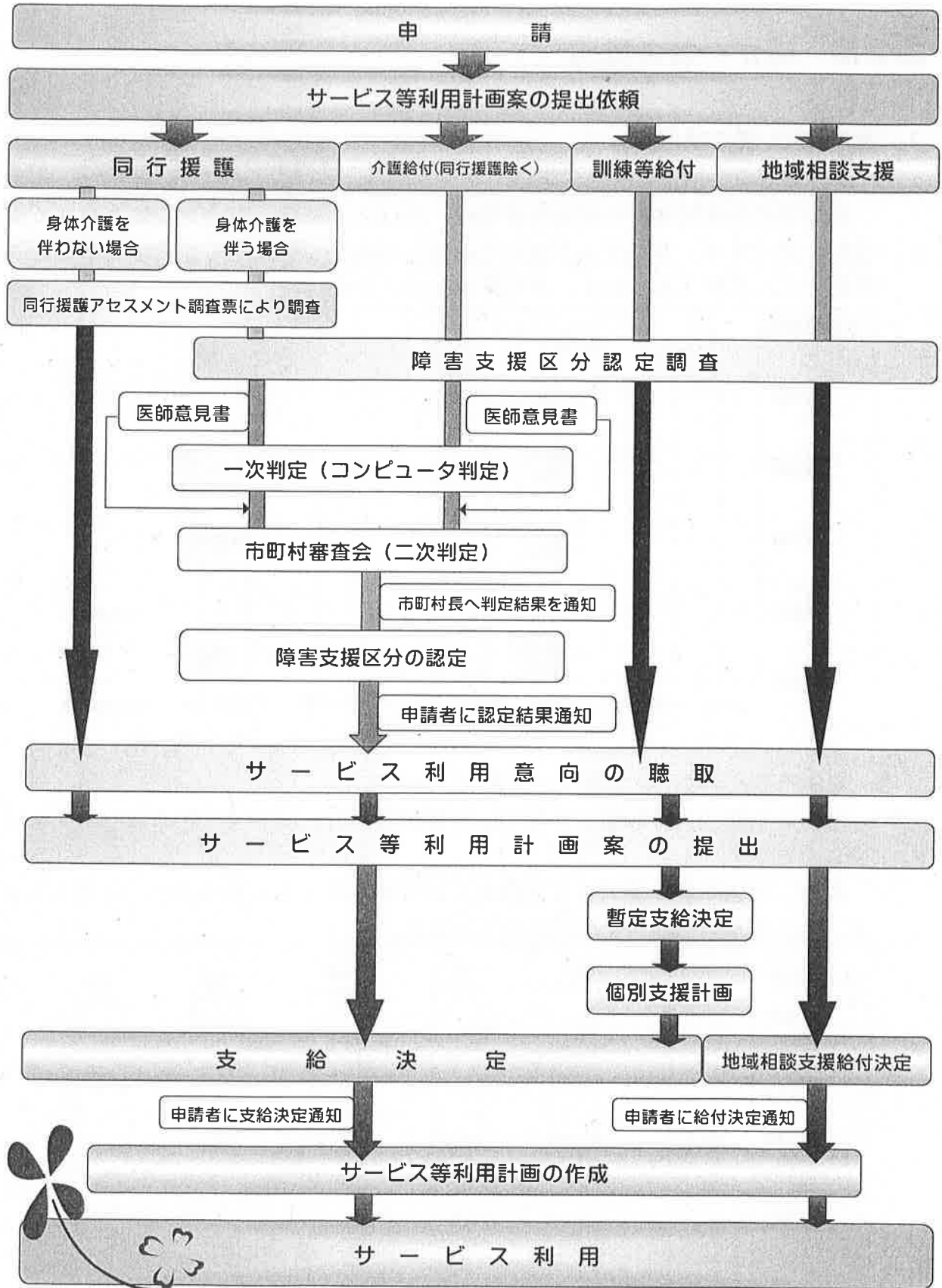
重度の障がいの状態等のため外出が著しく困難な障がい児等につき，当該障がい児等の居宅を訪問し，日常生活における基本的な動作の指導，知識技

能の付与，生活能力の向上のため必要な訓練等を行います。

エ 障がい児相談支援

障がい児通所給付決定等を受けた障がい児とその保護者に，障がい児支援利用援助又は継続障がい児支援利用援助を提供します。

(4) 障がい福祉サービスの利用手続と支給決定までの流れ



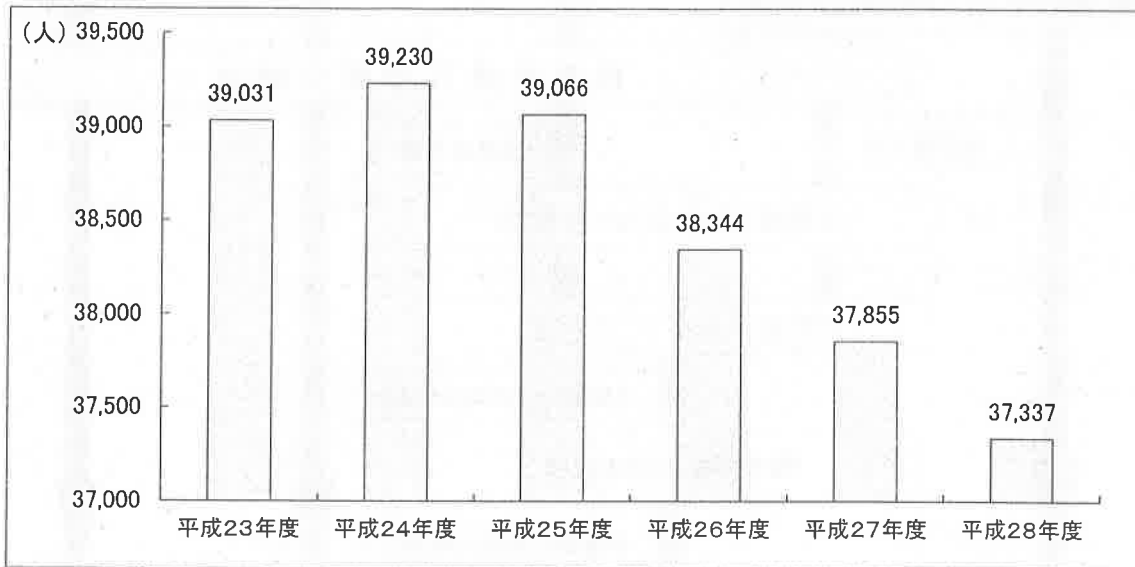
第1章『総論』

第2節 障がい者の動向

1 身体障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

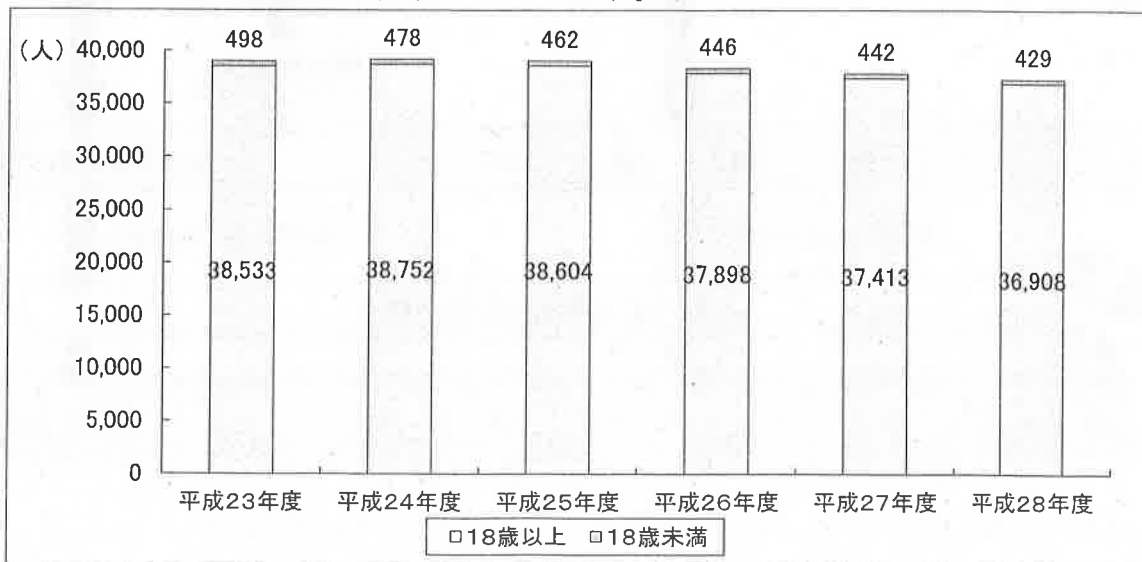
徳島県の身体障害者手帳所持者数は、平成28年度（平成29年3月31日現在）で、37,337人となっており、平成23年度から28年度までの6年間で1,694人、約4.3%減少しています。



(2) 身体障害者手帳所持者数（児・者別）の推移

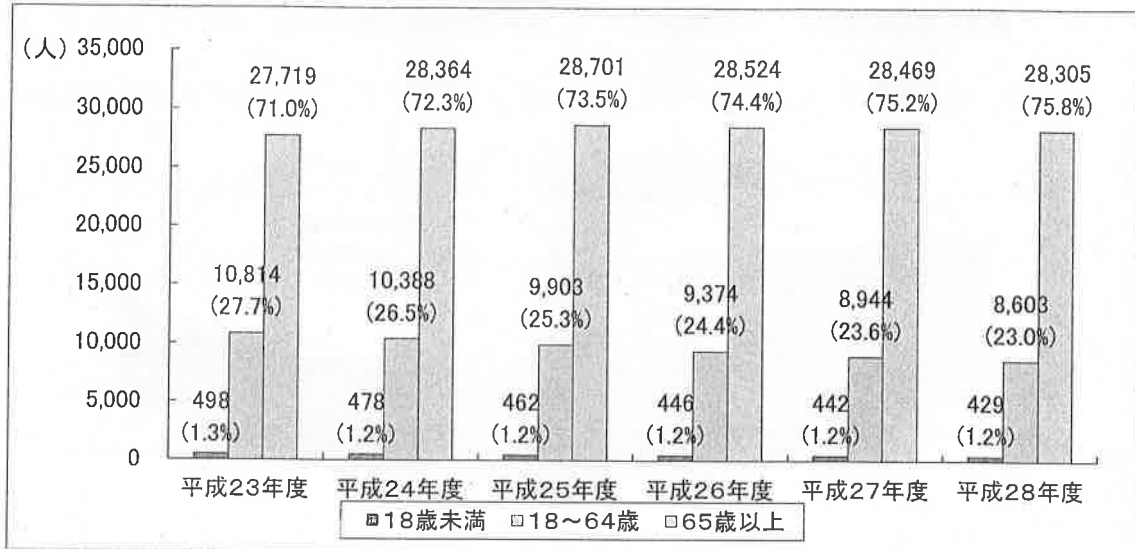
この6年間で、身体障がい児（18歳未満）は、498人から429人に減少しています。

また、身体障がい者（18歳以上）も38,533人から36,908人に1,625人、約4.2%減少しています。



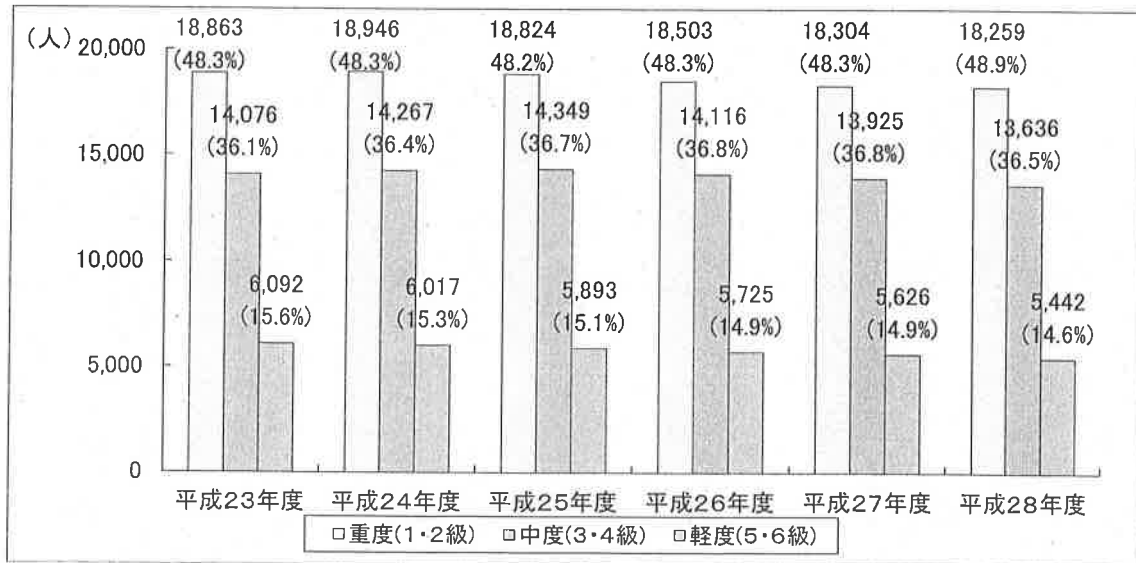
(3) 身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移

18歳未満及び18～64歳の身体障がい者が減少しているのに対し、65歳以上の身体障がい者数は増加しており、平成28年度は28,305人と、身体障がい者全体の75.8%を占めています。



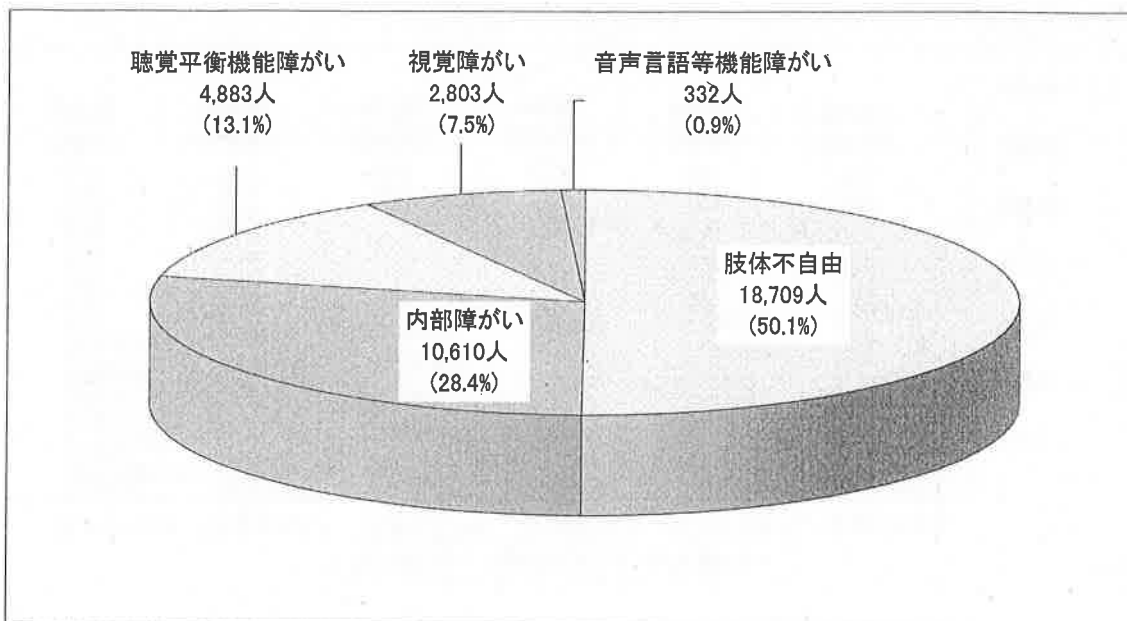
(4) 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

等級別では、所持者数は重度（1・2級）、中度（3・4級）及び軽度（5・6級）のいずれにおいても減少していますが、割合では重度及び中度が増加しており、身体障がい者の重度化が進んでいます。



(5) 障がい種別身体障害者手帳所持者数（平成28年度）

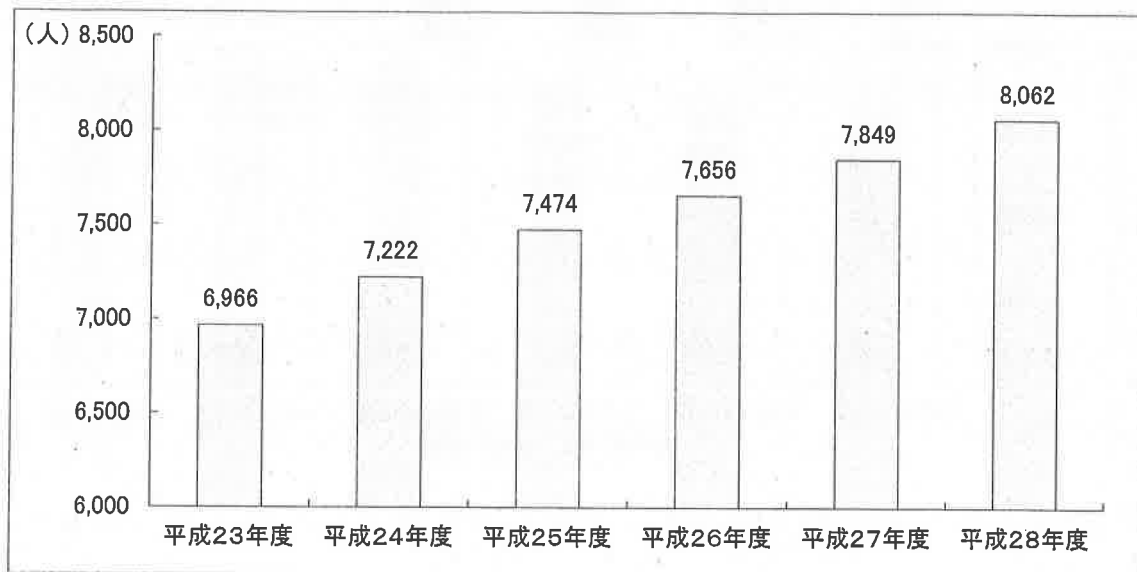
平成28年度（平成29年3月31日現在）の身体障害者手帳所持者数を障がい別で見ると、最も多いのは肢体不自由で、その比率は50.1%、次に多いのは内部障がいの28.4%となっています。



2 知的障がい者の状況

(1) 療育手帳所持者数の推移

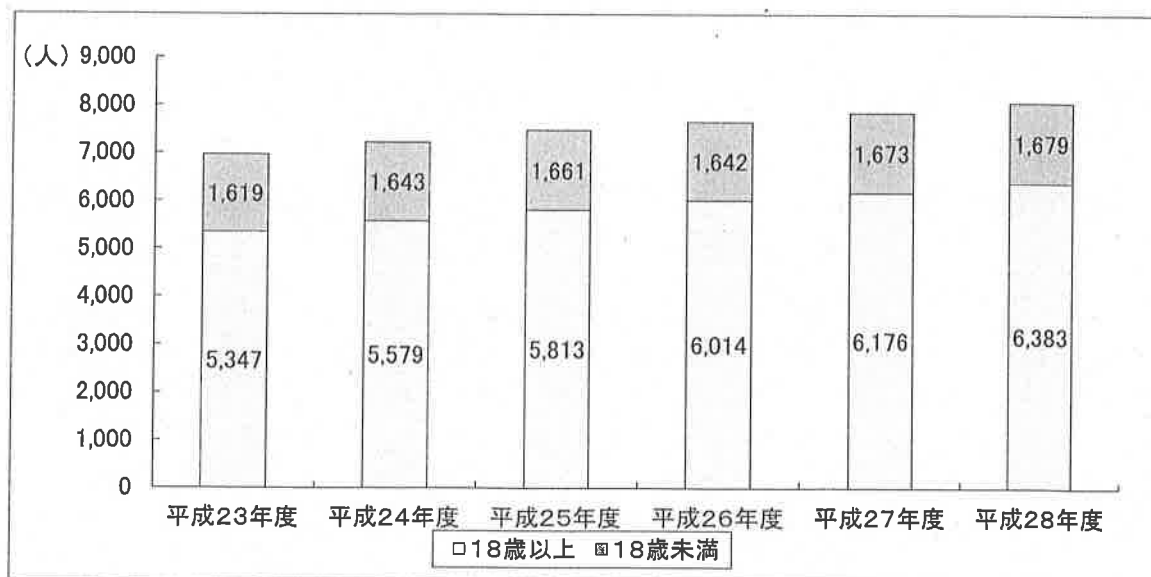
徳島県の療育手帳所持者数は、平成28年度（平成29年3月31日現在）で8,062人となっており、平成23年度から平成28年度までの6年間で1,096人、15.7%増加しています。



(2) 療育手帳所持者数（児・者別）の推移

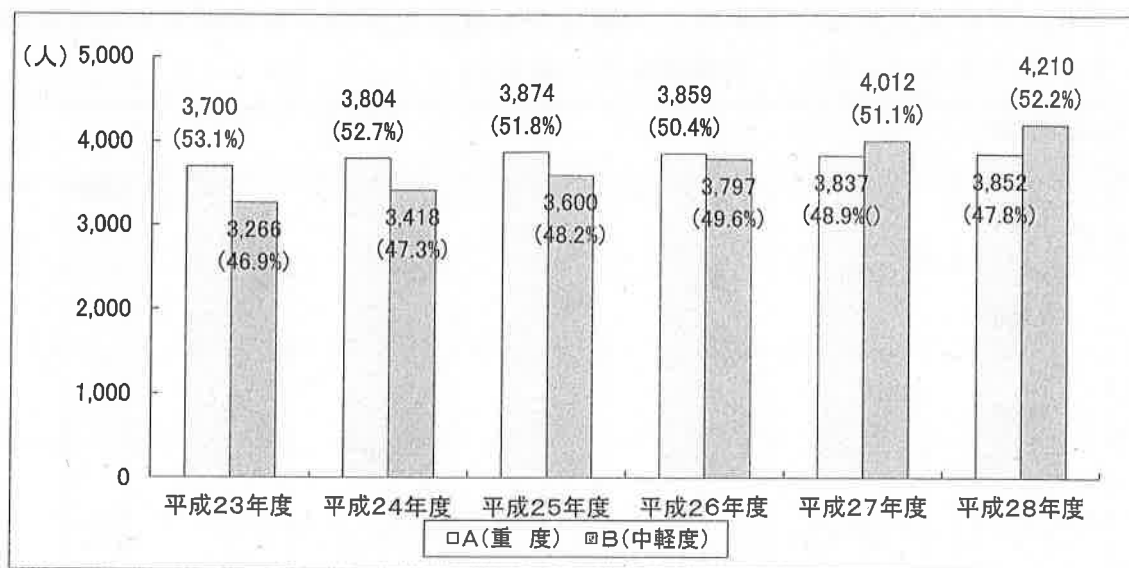
この6年間で、知的障がい児（18歳未満）は1,619人から1,679人へと60人、3.7%増加しています。

一方、知的障がい者（18歳以上）は5,347人から6,383人へと1,036人、19.4%増加しています。



(3) 療育手帳所持者数（程度別）の推移

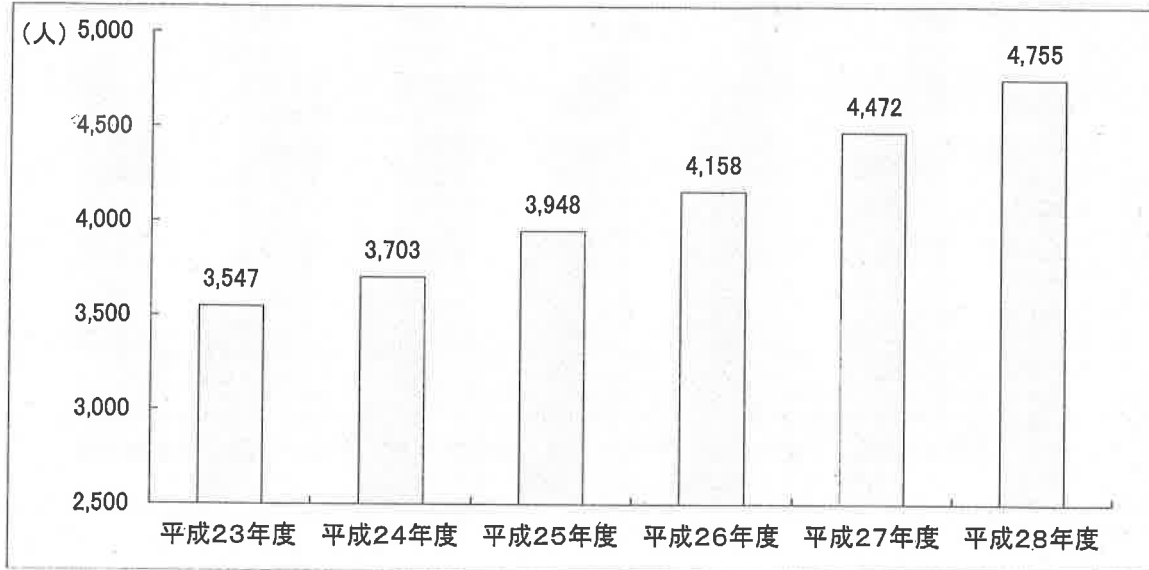
程度別で見た場合、Aの重度者、Bの中軽度者ともに増加していることが分かります。また、その比率は、Bの占める割合が年々増加しています。



3 精神障がい者の状況

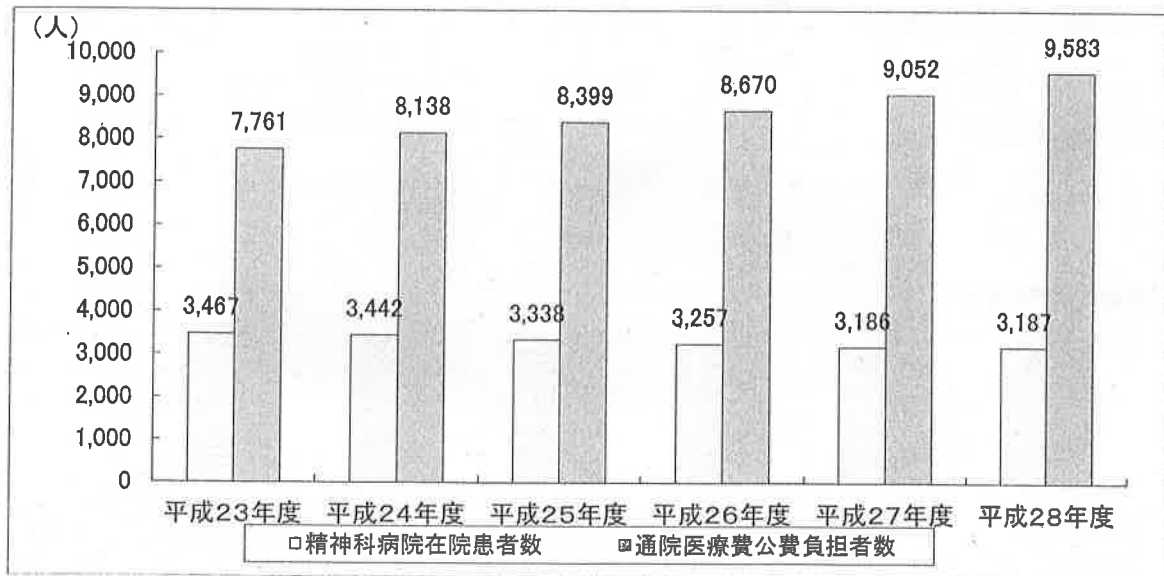
(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

徳島県の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成28年度（平成29年3月31日現在）で、4,755人となっており、平成23年度から平成28年度までの6年間で1,208人、約34.1%増加しています。



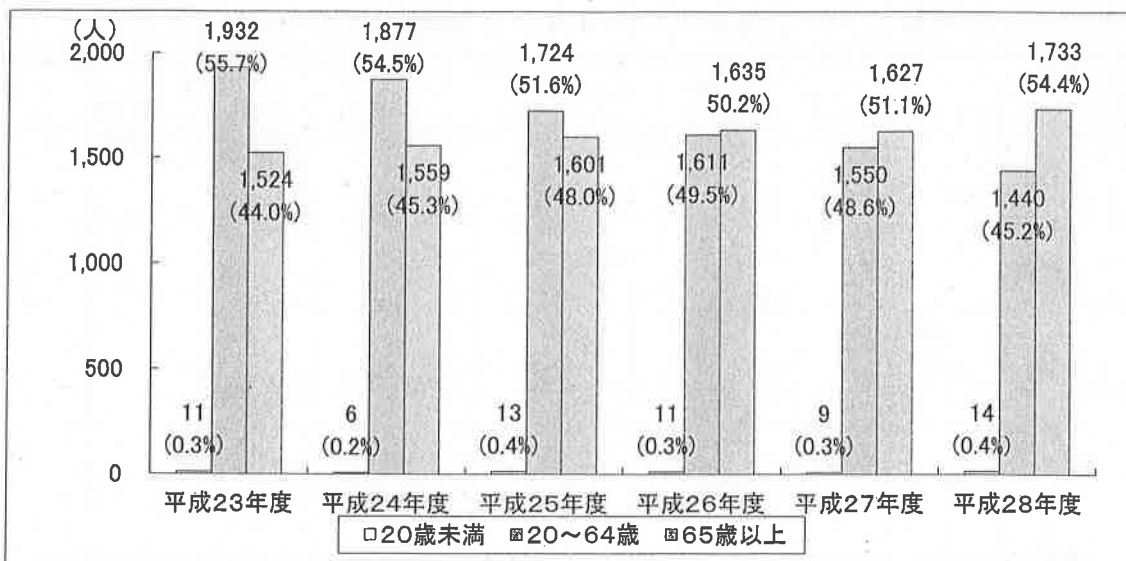
(2) 精神科病院在院・通院の状況

精神科病院在院患者数は、年々減少傾向にあり、平成28年6月末現在で3,186人となっています。一方、通院医療費公費負担者数は、年々増加しており、平成28年度末現在で9,583人と、平成23年度の約23.5%増加しています。



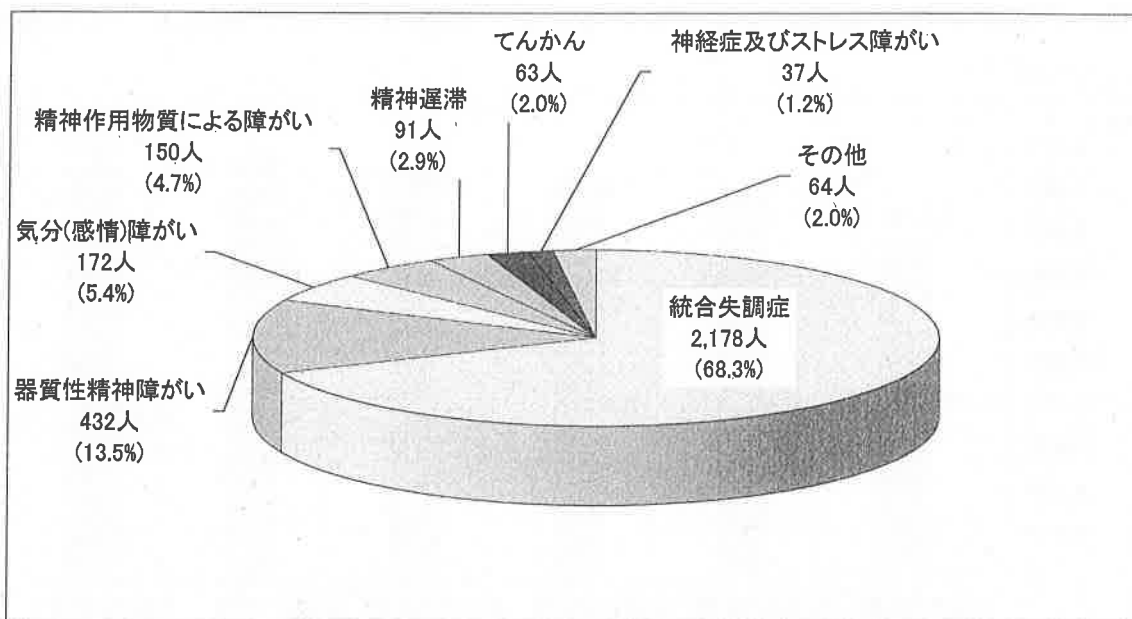
(3) 精神科病院在院患者数（年齢別）の推移

精神科病院在院患者数を年齢別で見ると、65歳以上在院患者数は年々増加傾向にあり、平成28年度に1,733人、約54.4%を占め、高齢化が進んでいることがうかがえます。



(4) 精神科病院在院患者数（病名別）の状況（平成28年度）

精神科病院在院患者数を病名別で見ると、統合失調症が最も多く約68.3%（2,178人）を占めており、以下、器質性精神障がい、気分（感情）障がいの順になっています。



第2章『各論』

第1節 差別の解消，虐待の防止及び権利擁護の推進

全ての県民が互いに人格や個性を尊重しあう社会の実現に向け，障害者差別解消法や障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例に基づき，障がいを理由とした差別の解消に取り組みます。

あわせて，障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等，障がい者の権利擁護のための取組みを推進します。

1 障がいを理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

平成28年4月に障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法が施行され，日常生活や社会生活及び雇用分野において，行政や事業者による障がいを理由とする差別の禁止や，合理的配慮の提供義務などが規定されました。

本県においては，法律について周知・啓発を行うとともに，関係機関との情報共有や連携強化を図るため，障害者差別解消法に規定される障害者差別解消支援地域協議会として「徳島県障がい者差別解消連絡会議」を設置しました。

また，平成28年4月には，障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例を施行し，障がいを理由とする差別に関する相談窓口の設置や紛争解決のための「徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会」の設置など，権利擁護のための体制を整備しました。

今後，障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮の提供を一層推進するため，条例及び法律の更なる周知・啓発を行うとともに，相談窓口の適正な運営や，徳島県障がい者差別解消連絡会議の充実を図る必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障害者差別解消法の意義や趣旨について幅広い県民の理解を深めるため，徳島県障がい者差別解消連絡会議の構成機関との連携により，同法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開します。
- 徳島県障がい者差別解消連絡会議による，情報共有や事例研究等を更に積極的に実施し，会議の充実及び関係団体の連携強化を図ります。
- 障がいを理由とした差別に関する相談窓口の利用の促進を図るとともに，徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会の適切な運営を行います。

- 地域における障がい者を理由とする差別の解消を推進するため、市町村における対応要領の策定及び障害者差別解消支援地域協議会の設立を促進します。
- 労働局などの関係機関と連携し、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供について周知・啓発に努めます。
- 障がいや障がい者に対する正しい理解を促進するとともに、ノーマライゼーションの理念の一層の普及を図ります。
- テレビ、新聞、広報紙、刊行物、ホームページ等各種メディアを活用した計画的かつ効果的な啓発・広報活動を実施します。
- 「障害者週間」（12月3日～9日）、「知的障害福祉月間」（9月）、「精神保健福祉普及運動」（10月任意の週）、「発達障害啓発週間」（4月2日～8日）を中心とした啓発・広報活動の一層の充実を図ります。

2 虐待の防止、権利擁護の推進

【現状と課題】

障がい者に対する虐待は、障がい者の尊厳を著しく害するものであり、その対策及び防止が重要です。平成24年に障害者虐待防止法が施行され、本県では全ての市町村で「市町村障がい者虐待防止センター」を、また県には「徳島県障がい者権利擁護センター」を設置し、障がい者の権利擁護・虐待防止に取り組んでいます。引き続き、虐待の未然防止や早期発見等の取り組みを一層推進する必要があります。

また、知的障がい又は精神障がいにより、判断能力が不十分な方を保護し支援する「成年後見制度」への理解を深め、適正な利用を促進していく必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援を行います。
- 市町村職員や事業所等管理者・従事者を対象とした障がい者虐待防止研修を実施し、虐待事案に対応する者の資質の向上を図ります。
- 自ら意思を決定することが困難な障がい者が障がい福祉サービスを適切に利

用することができるよう、支援者が本人の意思決定を支援する「ガイドライン」の一層の普及を図ります。

- 知的障がい又は精神障がいにより判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、「地域生活支援事業」における、成年後見制度の活用を支援する「成年後見制度利用支援事業」を推進します。
- 虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障がい者等及びその擁護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報の周知・指導を行います。
- 指定障がい福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、障がい者等虐待防止研修受講の徹底及び虐待を防止するための委員会の設置を促すなど、各種研修や指導監査などあらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行います。

第2章『各論』

第2節 行政等における配慮の充実

障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行います。

また、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供にあたっては、アクセシビリティへの配慮に努めることで、行政機関における「心のバリアフリー」を推進します。

1 選挙等における配慮等

【現状と課題】

選挙において、障がいのある有権者が円滑に投票できる環境を整備するために、投票所の施設や設備の整備その他必要な施策を講じるとともに、障がい特性に応じた情報提供を行うなど、投票環境の向上に配慮する必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 市町村に対し、移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化、障がい者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるよう働きかけます。
- 市町村に対し、障がい者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等について働きかけます。
- 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。
- 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。

2 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

【現状と課題】

障害者差別解消法の施行により、行政機関に対し「障がいを理由とした差別の禁止」及び「合理的配慮の提供」が法的義務となったことを受け、本県では、同

法に基づく「職員対応要領」を知事部局・教育委員会・企業局・病院局・警察ごとに策定し、差別の禁止や合理的配慮の提供について周知徹底を図っています。

また、障がい者が円滑に権利を行使できるよう、行政機関の窓口や会議、イベント等において、障がい特性に応じた適切な配慮を行う必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 県における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行います。
- 県職員に対し障がい者への理解を促進し、「心のバリアフリー」を浸透させるため、より一層の理解の促進が必要な障がいや、外見からは分かりにくい障がいの特性、求められる配慮等についての研修を実施し、窓口をはじめとする県職員の障がい者への配慮の徹底を図ります。また、関係機関における相談事例を県全体で共有するなど、障がい者が必要とする配慮等に関する理解を促進します。
- 市町村に対し、障がい者への理解の促進や合理的配慮の提供に係る指導や情報提供を積極的に行い、県下行政職員全体の「心のバリアフリー」を促進します。
- 県における行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術（ICT）の進展も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

第2章『各論』

第3節 教育の振興

障がいの有無によって分け隔てられることなく、県民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障がいに対する理解を深めるための取組を推進します。

また、障がいのある幼児児童生徒に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めるとともに、障がい者が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、学校教育のみならず生涯にわたってその年齢、能力、障がい特性等を踏まえた教育を受けられるように取り組みます。

1 インクルーシブ教育システムの推進

【現状と課題】

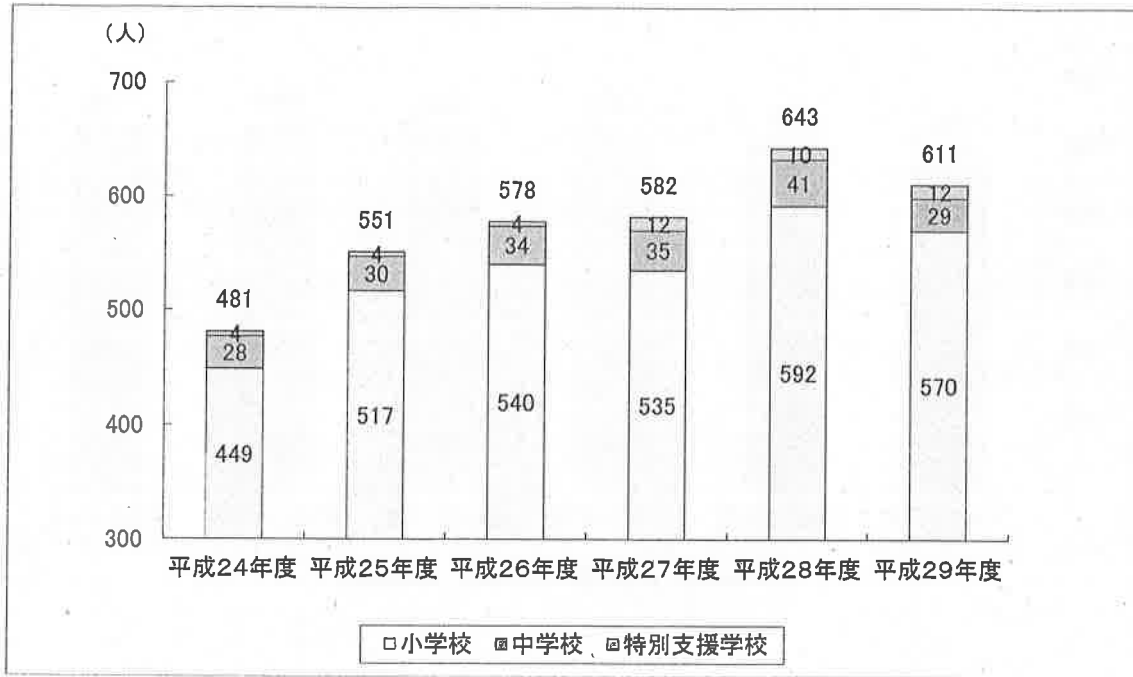
障害者権利条約によると、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者となない者が共に学ぶ仕組みであるとされています。共生社会の形成に向けて、障がい者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。

各学校等において、発達障がいを含めた特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒に対するインクルーシブな教育体制の充実を図る必要があります。

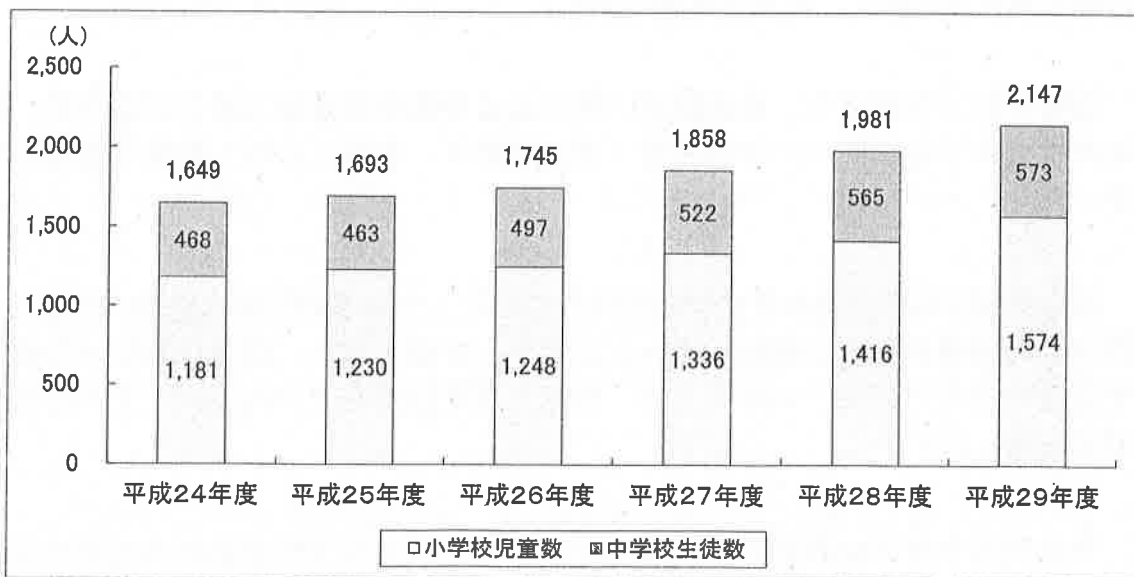
また、高等学校においても発達障がい等、支援の必要な生徒が増えており、在籍する発達障がいのある生徒に対して、特別支援学校の教育課程を参考にし、一人ひとりの特性に応じた指導の在り方をさらに検討する必要があります。

さらに、特別支援学校においては、幼児児童生徒の将来を見据えたキャリア教育の推進、高等部生徒の働きたい想いに応える就労支援の充実を目指した取組が重要です。

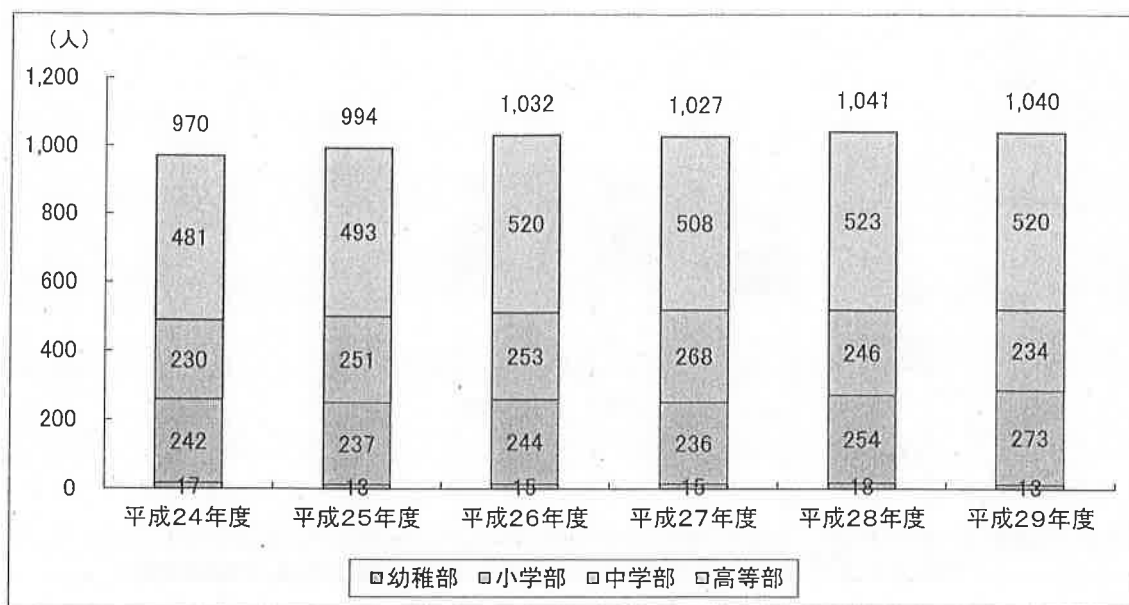
○ 通級指導教室児童生徒数の推移



○ 特別支援学級児童生徒数の推移



○ 特別支援学校幼児児童生徒数の推移



【施策の方向・具体的取組】

- 幼・小・中学校において、子どもの望ましい行動をほめて育てるとともに、問題行動を未然に防ぐ「ポジティブな行動支援」の考え方の浸透を図り、各園・学校全体でその取組みを推進します。
- 小・中学校の通常の学級に在籍する発達障がいを含めた、学びにくさのある児童生徒の学習を支援するため、一人ひとりの学習上のつまずきに応じた自律型学習教材を作成し、活用を推進します。
- 高等学校に在籍する、発達障がい等のある生徒の支援の充実を図るため、将来の社会的自立に向けた学習内容（自立活動等）を取り入れた教育を推進します。
- 特別支援学校の児童生徒が学校近隣を中心とした地域の活動に参加するなど、障がいの種別や程度に関わらず一人ひとりが主役となり、将来にわたって地域で活躍できる力を身につけるため、特別支援学校ならではの強みを生かした教育を推進します。
- 特別支援学校の幼稚部から高等部にわたって幼児児童生徒の将来を見据えたキャリア教育を推進するとともに、福祉的就労が想定される生徒の作業学習等をはじめ、特別支援学校高等部生徒の働きたい想いに応える就労支援を更に充実します。

2 教育環境の整備

【現状と課題】

障がいのある子どもの自立や社会参加を目指し、特別支援学校や各小中学校における特別支援学級を設置し、障がい種別や発達段階に応じた専門的な教育を行っています。今後、インクルーシブ教育体制を支えるための教員の専門性を向上させるとともに、通常の学校における特別支援教育の体制整備の促進を図る必要があります。

また、特別支援学校については、特別支援教育の拠点校としてセンター的機能の充実に努める必要があります。

また、県民のライフステージや目的・ニーズに応じて、学校卒業後も生涯にわたって学ぶことのできる学習環境づくりを進める必要があります。

加えて、障がいのある幼児児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障がいの程度に応じ、障がい者用トイレ、手すり、スロープ等の整備を行っているところです。更に多様な障がい特性に対応するため、教育環境の整備をより充実させることが必要です。

【施策の方向・具体的取組】

- 市町村の地域特別支援連携協議会等において、幼・小・中・高等学校における特別支援教育体制の整備状況をチェックリスト等を用いて評価し、各園・学校の目標を明確化する取り組みを通して、各園・学校、地域におけるインクルーシブな教育体制を強化します。
- 既存の教員研修に加えて、ICTを活用した教員用e-ラーニング教材等を活用し、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。
- 特別支援学校のセンター的機能の充実に図るため、学識経験者等と連携し、特別支援学校教員の専門性向上に取り組めます。
- 地域において、県、市町村、高等教育機関、NPO法人等が行っている各種学習機会・情報を体系化し、総合的に提供することにより、生涯学習環境を整備します。
- ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、多様化する障がいに対応可能な、より快適で利用しやすい校舎の整備に努めます。

第2章『各論』

第4節 安全・安心な生活環境の整備

障がい者が地域で安全・安心に暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障がい者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。

1 住宅の確保

【現状と課題】

障がい者の住宅の確保については、地域における自立生活を支援するため、県営住宅への優先入居の配慮を行っています。今後も引き続き住宅の確保に努めるとともに、関係団体と連携し、障がい者が希望する民間賃貸住宅への円滑な入居を推進していく必要があります。

また、障がい者の地域移行を進めていく中で、障がい者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの利用の促進を図るとともに、地域で生活する障がい者を支援するための拠点を整備する必要があります。

あわせて、障がい者が日常生活を送る上でその障がいを軽減し、自立した生活を支援する日常生活用具の給付等を行う必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 県営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の県営住宅のバリアフリー化改修を促進します。
- 引き続き県営住宅の障がい者に対する優先入居を実施します。
- 民間賃貸住宅の空き室や空き家を活用した、障がい者等の住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度等を趣旨とする住宅セーフティネット法の改正を受け、居住支援協議会等と連携し、セーフティネット住宅の登録の促進や登録住宅の設置者等に対する、指導監督を行います。
- 障がい者が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要

な住宅改修に対する支援を行います。

- グループホームの利用を促進するとともに、重度障がい者にも対応した支援体制の充実を図ります。また、地域で生活する障がい者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備を図ります。こうした取組と合わせて、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

2 移動しやすい環境の整備等

【現状と課題】

障がい者が様々な活動に参加するために行動範囲を広げることは、自立や社会参加、生活の質の向上に大きく寄与することから、公共交通機関のバリアフリー化や、移動支援の充実等により、障がい者が安心して移動できる環境を整備する必要があります。

公共交通機関については、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）の考えに基づき、障がい者のみならず誰もが快適に利用できる旅客施設・車両及び旅客施設等を中心とした地区の整備について、国、地方自治体及び公共交通事業者が連携して移動の連続性、円滑性を高めるためにユニバーサルデザイン化を促進する必要があります。

また、これらのハード面の整備に併せ、公共交通事業者はもとより各種関係機関、県民が障がい者に対する理解を深め、障がい者が安心して公共交通機関を利用して移動できるよう、協力していく「心のバリアフリー」を進めていく必要があります。

「身体障害者補助犬法」（平成14年法律第49号）では、身体障がい者が公共の施設や公共交通機関等を利用する場合に、身体障がい者補助犬を同伴することができるような措置等が定められています。このことを広く周知し、理解を求めていく必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 交通事業者が行うノンステップバスの導入を支援するとともに、より一層、旅客施設や車両のバリアフリー化を進めるよう働きかけます。
- 公共交通事業者、関係機関、県民に対し、障がい者に対する「心のバリアフリー」を推進するため、車いす使用者や白色又は黄色の杖を持った人、身体障がい者補助犬を連れた人など、障がい者への適切な対応について周知・啓発を行い、理解と協力を求めていきます。

○ 身体障がい者補助犬の利用希望者の需要に応じた育成・確保に努めます。

○ 障がいのある人の通行又は歩行の安全を確保するため、県民及び事業者に対し、自動車運転時において、車両接近通報装置や後退時に音を発する装置が搭載されている場合の使用の義務化について、周知徹底を図ります。

3 アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進

【現状と課題】

県は「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」（平成19年条例第14号）に基づき、不特定かつ多数の者が利用する公共性の高い施設（生活関連施設）の新設や改築等を行う際のユニバーサルデザインに関する整備基準を定めており、施設を設置等しようとする場合は、整備基準に適合するよう努める必要があります。

また、生活関連施設のうち生活環境の整備を進める上で特に重要な施設（特定生活関連施設）の新設等については、県への事前協議が必要となり、整備基準に適合していない場合は、必要な指導や助言を行うことができるとされています。

また、県では身体障がい者や高齢者、妊産婦の方など「歩行困難な方」のため、公共施設、ショッピングセンター、銀行や病院などの出入口に近いところに設置されている「身体障がい者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）」について、利用対象者に「身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）」を交付し、歩行困難な方々に配慮した環境づくりを推進しています。

【施策の方向・具体的取組】

○ 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例の普及啓発及び適切な運用に努めます。

○ 「身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）」の利用について、駐車場を設置する施設の協力を得ながら、不適切な駐車を解消し、歩行困難な方々に配慮した環境づくりを一層推進します。また、同制度を実施している他府県との利用証の相互利用により、利便性の向上を図ります。

4 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

【現状と課題】

県では、徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例に基づき、障がい者や高齢者などを含む、全ての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進しています。

今後とも、条例に基づき、ユニバーサルな生活環境の実現に向けて各種施策を総合的に推進していく必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例に基づき、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を整備する、という考え方から、すべての人が暮らしやすい社会を実現するため、施設の整備、役務の提供及び啓発活動などの取組を推進します。
- とくしまユニバーサルデザイン県民会議を通じて、県民、事業者、行政の各主体が連携・協働し、それぞれの役割に応じて、積極的かつ主体的にユニバーサルデザインの普及に向けた取組を推進します。また、県民及び事業者の意識の高揚及び知識の普及を図るため、ユニバーサルデザインの先駆的・モデル的取組について表彰するなどの啓発活動を推進し、すべての人が暮らしやすい社会の実現を推進します。
- 安全で快適な通行を確保するため、歩道の段差の解消や幅の広い歩道の整備、電線類の地中化等を促進します。また、駅やバス停等の交通基点と障がい者の利用が多い施設とを結ぶ歩道には視覚障がい者用誘導ブロックの整備を図るほか、公共施設等主要な施設への案内表示についても積極的に推進します。
- 雨の日でも歩きやすく、人にやさしい歩道とするため、平坦部を連続させ、透水性舗装や横断勾配の緩い舗装を実施するよう努めます。
- バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、歩行者等と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、視覚障がい者用付加信号機等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します。
- 障がい者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進します。
- 子どもから高齢者、障がい者をはじめ、多くの方々が集い、それぞれが持つ悩みや経験を共有し、サービス提供の担い手にもなるワンストップ型福祉拠点の取り組みを応援するため「徳島県版ユニバーサルカフェ」の認定を行い整備を推進します。

第2章『各論』

第5節 防災、防犯等の推進

防災・減災対策の推進に当たっては、障がいの特性に配慮したきめ細やかな施策の充実が求められています。

障がい者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災に向けた取組みを推進します。

また、障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組みを推進します。

1 防災対策の推進

【現状と課題】

「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）においては、障がい者や高齢者など、防災上特に配慮を要する人を「要配慮者」、そのうち災害発生時において自ら避難することが困難な者で、円滑な避難について特に支援を要する人を「避難行動要支援者」とされ、市町村においては避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられています。

県では、「徳島県地域防災計画」において、障がい者を含む要配慮者に係る災害予防対策及び災害応急対策等について位置づけるとともに、「災害時要援護者支援対策マニュアル」や「災害時障がい者支援ハンドブック」を作成し、障がい者が地域において安全・安心して生活することができるよう、防災対策を行っています。

また、市町村では、避難行動要支援者名簿の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設等と連携を図り、必要な支援体制や障がい者等の特別な配慮を必要とする者を対象とした福祉避難所の運営体制の整備に努めることが求められています。

【施策の方向・具体的取組】

- 避難行動要支援者名簿を活用した障がい者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、民生委員・児童委員や自主防災組織等の地域の避難支援関係者との情報共有を促進します。
- 市町村や障がい福祉施設の職員等に対し、「災害時要援護者支援対策マニュアル」や「災害時障がい者支援ハンドブック」による研修を実施し、防災・減災

意識の向上を図ります。

- 災害発生時において、福祉避難所の運営が円滑に行われるよう市町村における福祉避難所の体制整備を支援します。
- 避難所ではスロープや多機能トイレ等の設置など、障がい者等要配慮者に配慮した施設・設備を整備するとともに、避難所においては障がい者が必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、市町村における必要な体制の整備を支援します。
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、関係団体と協働し、手話通訳や要約筆記の派遣など、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。
- 災害発生後にも継続して福祉サービスを提供することができるよう、障がい者支援施設等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設等とのネットワークを促進します。
- 火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障がい者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、全国の消防本部におけるスマートフォン等を活用した音声によらない緊急通報システムの導入を推進します。
- 津波・水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、津波災害警戒区域、浸水想定区域および土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。
- 自力避難の困難な障がい者等が利用する要配慮者利用施設が土砂災害のおそれのある箇所立地している場合は、砂防堰堤等の施設整備等及び危険な区域を明示するなど情報提供に努めるとともに、必要に応じて施設の管理者に対して土砂災害に関する知識や防災意識の向上を図られるよう説明を行い、また、砂防堰堤等の施設整備を行うなど、ソフト・ハード一体となった土砂災害対策を重点的に推進します。
- 障がい者が安心して障がい福祉サービス等を利用することができるよう、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進します。
- 難病患者・家族、支援者等が災害発生時に適切な対応が図られるよう、「災害

時難病患者支援マニュアル」や「とくしま災害支援手帳」をもとに、平常時からの備えを中心とした体制整備を図り、防災意識の啓発に取り組みます。

- 災害時に障がい者が適切な支援を受けられることができるよう、災害時支援ボランティアの養成を行います。

2 防犯対策の推進

【現状と課題】

障がい者が犯罪や事故等の当事者となった場合、その対応に困難を伴うことが多いことから、「ファックス110番」や「メール110番」の活用を推進するとともに、関係職員に対して障がい者の状況に配慮した警察活動に係る研修の実施や、障がい者の状況に応じた啓発活動等防犯対策の充実を図る必要があります。

また、平成28年7月に発生した神奈川県内の障がい者支援施設における事件を契機として、社会福祉施設における安全対策の重要性が改めて認識されたところであり、防犯に係る安全確保対策を講じていく必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障がい者の緊急時の通報手段として「ファックス110番」や「メール110番」の周知を図るとともに、障がい者への防犯知識の普及に努めます。また、関係職員に対して障がい者の状況に配慮した警察活動に係る研修の充実を図ります。
- 警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。
- 障がい者支援施設等を利用する障がい者が安心して生活できるように、監査等を通じて、防犯に係る安全確保のための施設整備の促進や非常時等の職員対応の点検、指導を行うとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築を図ります。

3 消費者トラブルの防止

【現状と課題】

障がい特性に伴って生じる生活上の不便を解消し、生活の質の向上を図る機器や、サービスに対する障がい者の期待は高く、これに乗じた悪質な商法により、障がい者をめぐる消費生活上のトラブルは増加傾向にあります。

障がい者が消費者トラブルに巻き込まれた場合、障がい者自身が被害に気づきにくく、被害を訴えることが困難な状況に陥りやすいため、被害の未然防止と早期発見による被害の拡大防止を図ることが重要です。

そのためには、障がい者本人やその家族等の支援者に向けて、障がい者の消費者被害の実態やその対応方法について、周知啓発を図る必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 平成29年7月に県庁舎内に開設された「消費者庁消費者行政新未来創造オフィス」と連携し、障がい者が消費者トラブルに巻き込まれないよう各種施策を推進します。
- 消費者トラブルの防止及び障がい者の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、必要な情報提供を行うとともに、障がい者本人及びその支援者への研修等の実施による「消費者教育」を推進します。
- 市町村に対し、障がい者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体により構成される、「障がい者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）」の設置を働きかけます。
- 徳島県消費者情報センターにおけるファックスやEメール等での消費者相談の受付や、相談員等への障がい者理解のための研修の実施等により、障がい者の特性に配慮した消費生活相談体制を整備します。
- 消費者と消費者情報センターのそれぞれが持つ情報やニーズを迅速かつ確実に交換し合う双方向のネットワーク（消費者ネット）を構築します。
- 不適正取引を行っている悪質事業者に対しては、業務停止命令を行う等、厳正に法を執行します。

第2章『各論』

第6節 保健・医療の推進

障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進めます。また、精神障がい者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組みを行います。

また、保健・医療人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障がいの原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を推進します。

1 保健・医療の充実等

【現状と課題】

障がい者にとって、医療・リハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障がいの軽減を図り、社会参加や自立を促進させるには不可欠です。また、定期的な医学管理を必要とする障がい者の増加や、障がいに伴う二次障がいの予防に対応するためにも、障がい者の健康管理や医療の充実を図るための施策を進める必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、特に、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。
- 障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）による医療費の助成を行います。また、重度心身障がい者に対して医療費等の助成を行います。
- 障がい者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図ります。また、障がいに起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障がい及び合併症に対して適切な医療の確保を図ります。

- 定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な障がい者に対し、障がい者歯科診療事業や障がい者施設等巡回歯科検診事業を実施し、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組みを進めます。
- 医師・歯科医師について、養成課程及び生涯学習において、リハビリテーションに関する教育の充実を図り資質の向上に努めるとともに、様々な場面や対象者に対応できる質の高い看護職員等の養成に努めます。
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者について、人材の確保と資質の向上を図ります。

2 精神保健・医療の適切な提供等

【現状と課題】

精神障がい者の地域移行を支援するためには、地域で適切な精神医療が受けられる体制を整備するとともに、身近な市町村を中心とした一般精神保健相談体制の充実や、精神保健福祉センターや保健所等において精神保健相談等の各種の支援活動を推進する等、地域精神保健福祉対策の充実を図っていくことが重要です。

【施策の方向・具体的取組】

- 入院中の精神障がい者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、以下の取組を通じて、精神障がい者が地域で生活できる社会資源を整備します。
 - ア 専門診療科以外の診療科、保健所等、健診の実施機関等と専門診療科との連携を促進するとともに、様々な救急ニーズに対応できる精神科救急システムを確立するなど、地域における適切な精神医療提供体制の確立や相談機能の向上を推進します。
 - イ 精神科デイケアの充実や、外来医療、多職種によるアウトリーチ（訪問支援）の充実を図ります。
 - ウ 居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の整備を図ります。
 - エ 精神障がい者の地域移行の取組みを担う精神科医、看護職員、精神保健福祉士、公認心理師等について、人材育成や連携体制の構築等を図ります。

- 学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、県民の心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の早期発見方法の確立及び発見の機会の確保・充実を図ります。
- 精神障がい者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図ります。精神障がい者に対する当事者による相談活動に取り組む市町村に対し支援を行います。
- 精神医療における人権確保のため、精神医療審査会の充実・適正化を図ります。
- 精神疾患について、患者の状態像や特性に応じた精神病床の機能分化を進めるとともに、適切な医療の提供を確保し、患者・家族による医療機関の選択に資するよう、精神医療に関する情報提供及び安全対策の推進を図ります。
- 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。
- 精神障がい者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、精神障がい者の退院後の支援に係る取組みを行います。

3 難病に関する保健・医療施策の推進

【現状と課題】

原因が不明であって治療方法が確立していない難病や、治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となる小児慢性特定疾病は、その特殊性・希少性から、患者及び家族にとっては心身の負担が大きく、患者の医療費の軽減、患者家族の不安の解消や在宅療養を支援するために、徳島県難病相談支援センターにおける相談事業を行っています。

また、平成25年4月より、障害者総合支援法に定める障がいの範囲に難病患者が加わり、障がい福祉サービスの対象となり、また平成27年1月には、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）の施行により、医療費助成の対象疾病が拡大されました。今後も、難病患者やその家族が安心して生活できるよう、医療体制や障がい福祉サービス等の支援体制を充実させる必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図る

とともに、各保健所における難病患者地域支援対策推進事業（相談事業、訪問指導、難病対策推進会議等）や難病医療提供体制整備事業（在宅重症難病患者一時入院事業等）の充実を図り、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。

- 難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。
- 平成27年1月の児童福祉法改正により、小児慢性特定疾病に係る医療費助成の対象疾病が拡大されました。長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがある疾病であって、療養のために多額の費用を要するものに対し、健全育成の観点から、その疾病にかかっている患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。
- 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、徳島県難病相談支援センター等により、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進等を行います。
- 市町村において、病状の変化や進行、福祉ニーズ等の難病の特性に配慮した円滑な障がい福祉サービス等の提供がなされるよう、理解と協力の促進に努めます。

4 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

【現状と課題】

障がいには、先天的な障がいと疾病や交通事故、労働災害等の後遺症による後天的な障がいがありますが、先天的な障がいを防止するためには、障がいの実態と原因の把握に努めるとともに、ライフサイクルの出発点である母子保健活動の一層の充実を図る必要があります。

安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりのために、思春期の保健対策の充実、妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保、子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減を推進していく必要があります。

低出生体重児の増加や出産年齢の高齢化等に伴うハイリスク分娩に対応するため、妊婦健康診査の一層の充実や適切な相談・指導を行う体制づくり、並びに未熟児周産期医療体制の整備・拡充等を行う必要があります。

核家族化や地域の人間関係の希薄化、育児情報の氾濫等により育児不安を持つ

親が増えてきており、保健師・助産師による乳幼児期の保健指導の充実、保健所やこども女性相談センター、各種相談窓口の周知と拡充、育児サークルの育成等幅広い対応に努めていく必要があります。

後天的障がいは、脳卒中、あるいは骨折等に起因することが多く、その原因となる高血圧症、脂質異常症、心疾患、骨粗しょう症等の生活習慣病を予防するためには、健康診査、保健指導等を実施していく必要があります。

日常の生活習慣改善を図るため、保健サービスの一層の充実を図るとともに、介護予防事業との連携により、寝たきりの原因となる生活機能低下の早期把握の取組みを推進する必要があります。

県民の精神疾患や精神障がい者に対する正しい理解の促進を図るとともに、精神保健知識の普及を通じて県民の心の健康づくりを進める必要があります。

思春期、高齢期等のライフステージに応じたきめ細かい精神保健対策を推進することが必要です。特に、人口の高齢化を踏まえ、高齢者の精神的健康の保持増進や精神障がいの予防、老人性認知症の早期発見、早期治療等に積極的に取り組む必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 妊婦、産婦、乳幼児に対する健康診査及び児童に対する健康診断、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。また、障がいの早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保を図ります。
- 糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進行等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組めます。
- 疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の充実、保健所、精神保健福祉センター、こども女性相談センター、市町村等による保健サービス等の提供体制の充実及びこれらの連携を促進します。
- 外傷等に対する適切な治療を行うため、医療提供体制の充実及び関係機関の連携を促進します。

第2章『各論』

第7節 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がい者に配慮した情報通信機器・サービス等の提供の促進や、障がい者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組みを通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。

また、地域で暮らす障がい者が、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、手話通訳者や要約筆記者等、意思疎通支援を担う人材の育成・確保や、サービスの円滑な利用を推進します。

1 情報提供の充実等

【現状と課題】

県では、視覚障がい者や聴覚障がい者に対し、情報提供が迅速かつ的確に行えるよう、情報提供の拠点となる視聴覚障がい者支援センターにおいて、点字・録音図書や字幕（手話）付き映像ライブラリーなどを製作・購入し、利用者へ貸出を行っています。

今後とも、全ての人々が等しく情報を得ることができるよう、障がい者に配慮した情報提供の拡充を図るとともに、視聴覚障がい者支援センターの更なる利用者増に向け、収蔵する資料の充実や、積極的な周知を行う必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 聴覚障がい者に対して字幕（手話）付き映像ライブラリー等の制作及び貸出、手話通訳者や要約筆記者等の派遣について、その充実を図ります。
- 視聴覚障がい者支援センター内に設置している点字図書館が収蔵する「点字・録音図書」や、県立図書館におけるデイジー図書（活字での読書が困難な方向向けのCD-ROM）や「大活字本」の充実を図ります。
- 県主催のイベントや講演会において、聴覚障がい者が参加しやすい環境を整えるため、ヒアリンググループの設置や要約筆記・手話通訳派遣等による情報保障に努めます。

2 意思疎通支援の充実

【現状と課題】

障がい者が自立し、社会参加できるようにするためには、意思疎通手段が確保

されている必要があります。

県はこれまで、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員等の養成や派遣を行ってきました。引き続き、意思疎通が困難な障がい者の特性に配慮した意思疎通手段の提供体制を充実する必要があります。

また、障がい者が必要な支援や配慮を受けられるよう、障がい者に関する様々なマークについて、その周知啓発に努める必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 意思疎通支援のため、視覚障がい者のための点訳・音訳奉仕員及び聴覚障がい者のための手話通訳者・要約筆記者の養成及び現任登録者のスキルアップを行い、派遣事業が円滑に行えるよう努めます。
- 盲ろう者（視覚と聴覚の障がいを併せ持つ人）のコミュニケーションを確保するため、指文字、指点字、触手話等により通訳を行う、盲ろう者通訳・介助員の養成及び現任登録者のスキルアップを図り、必要に応じて派遣できる体制を整備します。
- 障がいのある人自らが情報の取得及び意思疎通を行えるよう、生活に必要な訓練を実施します。
- 軽度、中等度難聴児の補聴器購入費用を助成し、言語習得、コミュニケーション能力の向上を支援します。
- 外見では支援や配慮が必要であることが分かりにくい人が、必要な配慮を受けられるよう周囲に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」など、障がい者に関する様々なマークについて、周知啓発を徹底します。

3 行政情報のアクセシビリティの向上

【現状と課題】

県では、「徳島県ホームページ作成ガイドライン（ウェブアクセシビリティ対策版）」を策定しており、誰もが等しく情報へアクセスできる県ホームページの作成を推進しています。

また、県広報番組における手話通訳又は字幕放送の実施や、県広報紙の点字版及び音声版を発行し、県政情報や地域情報を提供しています。

引き続き、障がい者が円滑に情報を取得・利用することができるように、障がい特性に応じた情報アクセシビリティの向上を推進する必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障がい特性に配慮し、必要な情報を入手できるよう、県ホームページのウェブアクセシビリティの向上に努めます。
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、関係団体との協力を得ながら、障がい特性に配慮した情報伝達ができる意思疎通支援者の確保に努めます。
- 障がい者や障がい者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障がい者等にも分かりやすい情報の提供に努めます。
- 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。

第2章『各論』

第8節 雇用・就業，経済的自立の支援

障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下，働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう，一般就労を希望する者に対しては多様な就業の機会を確保するとともに，一般就労が困難な者に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど，総合的な支援を推進します。

また，雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせの下，年金や諸手当の支給，経済的負担の軽減等により障がい者の経済的自立を支援します。

1 総合的な就労支援

【現状と課題】

本県では，就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者に対し，「障害者就業・生活支援センター」を県内の障がい保健福祉圏域（3圏域）ごとに設置し，障がい者の就業に関する相談支援や，日常生活に関する助言，事業所に対する助言等を行っています。また，障がい者の職業生活における自立を図るため，雇用・福祉・教育等の関係機関が連携して，障がい者の就業面や生活面における一体的な支援を行う必要があります。

職業能力開発の機会を確保するため，県立テクノスクールにおいて，企業や社会福祉法人，NPO法人，民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用し，障がい者の態様に応じた多様な委託訓練を実施しています。

また，特別支援学校生等の障がい者の就労を支援するため，西部テクノスクールにおいて就労現場に沿った職業訓練を実施しています。

引き続き，関係機関や事業主との連携の下に職業訓練を実施し，障がい者の一般就労を促進する必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 福祉，教育，医療等から雇用への一層の推進のため，ハローワークや徳島県障害者職業センター，徳島県障害者就業・生活支援センターを始めとする地域の関係機関が密接に連携して，職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施します。
- 障がい者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し，障がい者を雇用する企業に対する支援を行います。あわせて，障がい者雇用に関するノウハウの提供等に努めます。

- 障がい者職業能力開発校における障がいの特性に応じた職業訓練，技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施するとともに，一般の公共職業能力開発施設において障がい者向けの職業訓練を実施するほか，民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し，障がい者の身近な地域において障がい者の態様に応じた多様な委託訓練を実施します。また，障がい者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や県民の理解を高めるための啓発に努めます。
- 就労移行支援事業所等において，一般就労をより促進するため，積極的な企業での実習や求職活動の支援(施設外支援)等の推進を図ります。
- 優れた技術・技能を持つ障がい者を「障がい者マイスター」として毎年度認定し，就労意欲の向上を図るとともに，障がい者マイスターが製作した製品や技術を広報し，付加価値を高めます。

2 経済的自立の支援

【現状と課題】

障がい者が地域社会の中で自立するためには，生活の基盤である所得を保障する必要があります。所得保障の基本となるものとして，障害基礎年金等の年金制度や特別障害者手当等の各種手当制度があり，障がい者やその家族の生活を安定させる大きな役目をしています。このほか，障がい者の経済的負担を軽減するため，自立支援医療の給付や重度心身障がい者の医療費の自己負担分の助成，各種税の減免，運賃・料金の割引，各種資金の貸付け等を行っており，今後も引き続き，これらの制度の効果的な活用や周知徹底を図る必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障がい者の生活安定のため，障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当，特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知徹底を図ります。
- 障がい者の経済的自立と生活の安定・向上を図るため，障がい者のニーズに応じ，必要な資金の貸し付けを行う生活福祉資金制度の効果的活用を促進します。
- 重度心身障がい者(児)等の医療費負担を軽減するため，更生医療等の給付や，県単独の医療費助成制度を実施します。
- 障がい者の経済的負担を軽減するため，各種税の減免制度やJR等の運賃・料金の割引制度，NHK放送受信料の減免制度等について，周知の徹底を図り

ます。

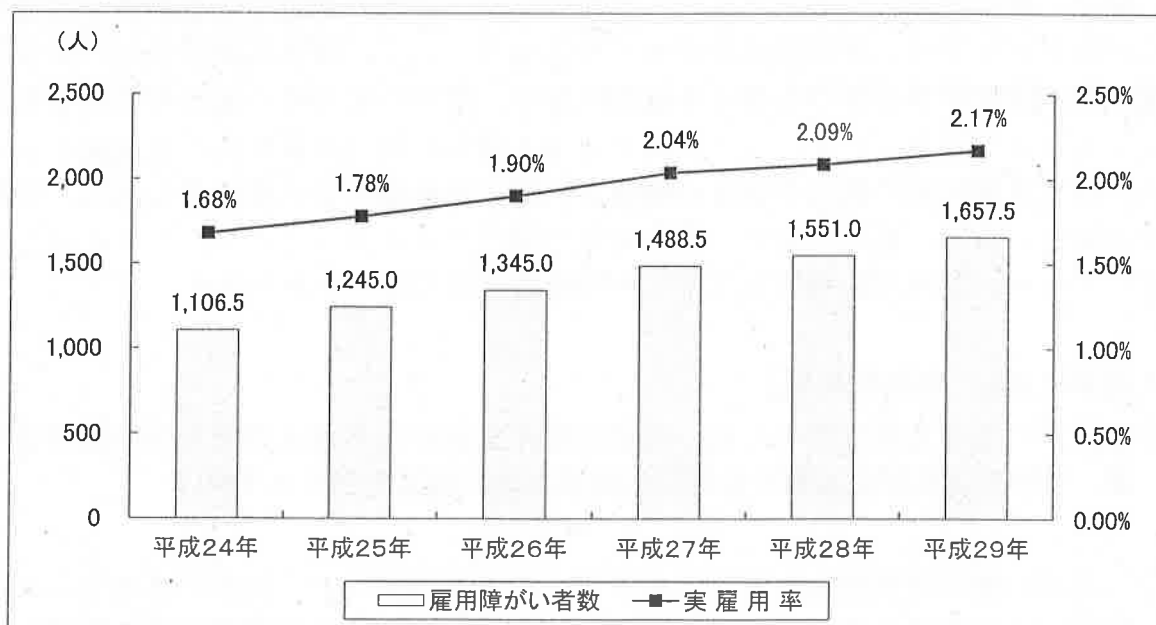
3 障がい者雇用の促進

【現状と課題】

本県では、平成18年に民間企業における障がい者雇用率が全国最下位（1.33%）となったことから、「とくしま障がい者雇用促進憲章」の制定や「とくしま障がい者雇用促進行動計画」の策定、「徳島県障がい者の雇用の促進等に関する条例」の制定など、各分野の積極的な取組みにより、平成29年6月1日現在の県内民間企業の障がい者雇用率は2.17%にまで上昇し、3年連続で法定雇用率（2.0%）を上回りました。

しかしながら、働く場を求める障がい者は年々増加する中、法定雇用率未達成企業（153社／422社）のうち、障がい者を一人も雇用していない企業が60.8%にのぼることや、平成30年度から精神障がい者が法定雇用率の算定基礎に含まれることにより、民間企業の法定雇用率が2.2%（平成33年4月までに2.3%）に引き上げられることから、更なる障がい者雇用への取組みが必要となっております。

○ 障がい者雇用の状況（各年6月1日現在）



※ 小数点については、重度以外の身体障がい者数及び知的障がい者数並びに精神障がい者である短時間勤務労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）が0.5人分としてカウントされるためです。なお、短時間労働者の実雇用率算定は、精神障がい者は平成18年から、重度以外の身体障がい者及び知的障がい者は平成23年から実施されています。

【施策の方向・具体的取組】

- 法定雇用率未達成企業に対しては、効率的な指導を実施するとともに、法定雇用率対象外企業に対しても、障がいのある人の雇入れや定着促進に対する支援・指導を実施し、障がいのある人の就職件数の増加に努めます。
- 法定雇用率対象外企業も含むあらゆる企業に対し、障がい者雇用に関するセミナーの実施や就労支援制度、各種助成制度など障がい者雇用促進制度の周知を図り、活用を促進するとともに、さらなる雇用の場の確保をめざします。
- 一般就労への移行推進を図るため、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を推進します。
- 県が率先して、障がい者を職員に採用するとともに、合理的配慮の提供をします。
- 障がいのある人の雇用を促進するために事業所、関係機関で構成する障がい者雇用促進ネットワークを拡充し、地域（東部、西部、南部圏域のネットワーク）との連携や課題解決に取り組みます。
- 障がいのある人やその関係者に対して、就労に向けた交流やマッチングの場を提供するとともに、特に特別支援学校の生徒に対しては「特別支援学校ゆめチャレンジフェスティバル」への参加や、「特別支援学校の生徒等の就労支援活動に関する協定締結」に基づく協力事業所への職場実習などにより、相互理解を深める取組みを推進します。
- 障がい者雇用に顕著な実績をあげた企業（団体）や職場で活躍している障がいのある人に対して、知事表彰を行うとともに、企業に対してはシンボルマークの使用による社会的貢献に対する顕彰を行います。
- 職場適応訓練制度及び県単独の徳島県重度心身障害者雇用奨励金の活用によって、就職の促進と採用後の職場定着の促進を図ります。

4 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保

【現状と課題】

障がい者がその能力を発揮して働く機会を広げていくためには、一人ひとりの障がいの特性や程度に応じたきめ細やかな就労支援を行っていく必要があります。

す。

精神障がいや発達障がい等、多様な特性を有する就職希望者は増加しており、こうした状況に対応した支援体制を整えていくことが必要です。

【施策の方向・具体的取組】

- 発達障がい及び高次脳機能障がい等も含む障がいのある人が安心して働き暮らしていけるよう、専門的支援のできる人材の育成とともに、雇用・教育・福祉・医療等が連携して、就労・生活をサポートします。
- ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの地域の支援機関からなる「障がい者就労支援チーム」による、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援や事業所にジョブコーチを派遣して、障がいのある人及び事業主に対して、障がい特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行い、障がいのある人の就労を支援します。
- 障がい者就労支援施設への農業に関する専門家の派遣や、「農福連携マルシェ」の開催や、六次産品化の支援等を通じて、農業分野での障がい者の就労を支援します。
- 障がい者が中山間地の高齢者への「移動販売」と「見守り」を行う「障がい者が繋ぐ地域の暮らし“ほっとかない”事業」の実施により、障がい者の多様な特性を生かし、地域の活性化に貢献しながら、やりがいを持って活躍できる就労の場の創出を図ります。

5 福祉的就労の底上げ

【現状と課題】

本県では、就労継続支援B型事業所を中心とした利用者の工賃を引き上げるため、「徳島県工賃向上計画」を策定、授産製品のブランド化や事業所への指導等に積極的に取り組んでおり、平成27年度の工賃実績は20,495円/月と全国でも第2位と高い水準を示しています。

今後とも、授産製品のブランド力の向上や販売促進の支援等により、引き続き工賃の向上を図る必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障がい者が地域社会において自立し、いきいきとした生活が営めるよう、授産製品のブランド力を強化するとともに、インターネットやイベントでの販売等を通じて、販路拡大を推進することにより、利用者の工賃アップを図ります。

- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)に基づき、県が率先して授産製品を優先発注したり、県民局等の県関係施設を授産製品の対面販売の実習場所として活用することにより、授産製品の販路拡大と就労能力の向上が図れるよう支援します。また、民間企業、団体等にも協力を呼びかけ、行事、イベント等における販売機会の増加を図ります。

- 農業分野での障がい者の就労支援と農業の担い手不足の解消を図る「農福連携」を推進するための「農福連携推進検討会」において、障がい者就労支援施設の円滑な農業参入等を検討し、障がい者の工賃向上を目指します。

第2章『各論』

第9節 障がい者スポーツ・文化芸術活動等の振興

2020年の東京オリンピック・パラリンピック及びその後の振興を見据え、障がい者のスポーツ・文化芸術活動等への参加を一層促進し、障がい者の生活を豊かにするとともに、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与します。

また、スポーツや文化芸術、レクリエーション活動における障がいのある人とない人の交流を通し、県民の障がいへの理解と認識を深め「心のバリアフリー」を促進します。

さらに、地域における障がい者スポーツの一層の普及に努めるとともに、競技性の高い障がい者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図ります。

1 スポーツに親しめる環境の整備，パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

【現状と課題】

障がい者の体力の維持増強を図るとともに、自立と社会参加の推進を図ることは非常に重要です。また、そうした目的を達成する上で、障がい者がスポーツを通し、交流を図る機会を持つことは非常に効果的です。

本県では、障がい者スポーツの推進体制を整備するため、本県の障がい者スポーツの推進母体となる「徳島県障がい者スポーツ協会」を設立しました。今後、同協会を中心として、障がい者スポーツの総合的な振興を図っていく必要があります。

また、障がいの有無にかかわらずスポーツを行うことができる社会を実現するため、地域において障がい者が継続的にスポーツに参加できる環境を整備する必要があります。

障がい者のスポーツ振興を図るため、様々な競技種目において、大会や講演会・教室等へ障がい者スポーツ指導員を派遣し、指導を行う必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 徳島県障がい者スポーツ協会の関係者間のネットワーク形成を図りながら、障がい者が身近な地域で日常的にスポーツを楽しむ環境づくりや競技力の向上に取り組むことにより、総合的な障がい者スポーツの振興を図り、障がい者の健康増進や社会参加を促進するとともに、障がいに対する県民の相互理解を深め、もって活力ある共生社会の実現に貢献できるよう、協会の運営を補助します。
- 障がい者のスポーツ振興を図るため、障がい者スポーツ指導員を配置、派遣

し、障がい者スポーツへの参加促進や技術力の向上を図ります。

- これまで出張スポーツ教室で取り組んできた、ボッチャ競技の練習成果を発表する場として「レクリエーション・ボッチャ大会」を創設し、障がいのある人とない人が共にチームとして参加できる大会として開催します。また、このような障がいの有無に関わらず、誰もが参加できるスポーツ大会を開催・継続していきます。
- 障がい者の活動・交流拠点である障がい者交流プラザの機能強化により、障がい者スポーツの促進を図ります。
- 障がい者の体力の維持増強を図るとともに、自立と社会参加の推進に寄与することを目的とし、全国障害者スポーツ大会の選手選考会を兼ねる「ノーマピック・スポーツ大会」を開催します。
- パラリンピック及びデフリンピックへの出場選手輩出を目指し、選手及び団体の育成、強化を図るため、国際大会や全国大会で活躍が期待される選手等に対し、海外遠征費等、競技力の向上に関する経費を助成します。
- 全国障害者スポーツ大会へ本県選手団を派遣することで、県民の障がい及び障がい者に対する理解を深め、障がい者の社会参加を促進します。
- 障がい者トップアスリートが、小・中・高等学校、特別支援学校を訪問し、自身の経験や競技の魅力を伝え、障がい者スポーツの理解を深めるとともに、パラリンピックの機運を盛り上げます。

2 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

【現状と課題】

障がい者の文化芸術活動を支援し、その生き方や充実感を高めることは、障がい者の自立と社会参加を促進するために、重要なことです。

また、オリンピック憲章において、オリンピズムの根本原則は、「スポーツを文化と教育と融合させ、生き方の創造を探求するもの」とされており、近年のオリンピックは「スポーツの祭典」に留まらず、「文化の祭典」でもあると言われています。

オリンピック・パラリンピックを見据え、障がい者の文化芸術活動を通じた「オリンピックレガシー」を創出するためには、より一層障がい者の文化芸術活動の振興を図るとともに、県民への理解を深める必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障がい者のアート作品を募集・展示し、優れた若手アーティストの活動を支援する「障がい者アーティストの卵」発掘展等、障がい者が、多様な文化芸術活動に参加できる機会を提供するとともに、活動の裾野を広げ、優れた才能を伸ばす取組みを推進します。
- 県立近代美術館や県立博物館等における文化芸術活動の公演・展示等において、字幕や音声案内サービスの提供等、障がい者のニーズに応じた工夫・配慮が提供されるよう努めます。
- 障がい者の活動・交流拠点である障がい者交流プラザの機能強化により、障がい者のレクリエーションの促進を図ります。

第2章『各論』

第10節 自立した生活の支援

障がいの有無にかかわらず、全ての県民が相互に人格と個性を尊重し、安全かつ安心に暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障がい者の地域生活への移行（以下「地域移行」という。）を一層推進し、障がい者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組みを推進します。

入院中の精神障がい者の退院及び地域移行を促進し、社会的入院の解消を進めていくため、グループホーム、訪問系サービス、日中活動系サービス等、退院後の生活を支える体制の整備を推進するとともに、「高齢入院患者地域支援事業」及び市町村の「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」等を活用して退院に向けた支援・地域定着のための支援を推進します。

また、障がい者及び障がいのある子ども（以下「障がい者等」という。）が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的及び質的な充実、障がいのある子どもへの支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上、障がい福祉の人材育成及び確保等に着実に取り組んでいきます。

1 地域移行支援及び在宅サービス等の充実

【現状と課題】

施設に入所する障がい者（以下「施設入所者」という。）の地域移行や退院が可能な精神障がい者（以下「精神科病院入院者」という。）の地域移行等により、サービス利用者の増加が見込まれることから、十分なサービス量を確保する必要があります。どこの地域に暮らしても必要とするサービスが十分利用できるように圏域間の不均衡のない提供体制の整備とサービスの質の確保が課題となっています。

障がいの重度化や重複化及び障がい者や介護者の高齢化等により、障がい者のニーズはますます多様化しており、身近な地域で必要なサービスを組み合わせ利用できるよう、障がい福祉サービスの提供体制の整備を図り、個々のニーズに沿ったサービスの提供に努めていく必要があります。

障がい者が円滑に地域移行するためには、住まいの場となるグループホームの充実が重要です。今後、地域移行が進むにつれ、グループホームの需要はさらに増える見込みであり、公営住宅や民間アパート（以下「公営住宅等」という）の地域の資源や実情を踏まえ、「障がい保健福祉圏域」ごとに、計画的にグループホームの整備を図る必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

(1) 訪問系サービスの充実

- 障がい者がどこの地域に暮らしても、その必要とする訪問系サービスを利用できるように、介護保険の「訪問介護サービス事業所」等に障害者総合支援法の周知を行い、積極的な参入を求めていくことで、サービス提供の体制の充実を図ります。
- サービスの質の向上及び多様なニーズに対応できるサービスの提供体制の整備のために、事業者に対する研修の充実を図ります。
- 退院後の居宅におけるケアを充実させ地域移行をさらに進めるために、「介護職員等によるたんの吸引等研修」を行い、サービスの充実を図ります。
- 「同行援護従業者」、「行動援護従業者」、及び「ガイドヘルパー」の研修の推進を図り、障がい者の外出を支援する体制の充実を図ります。
- 山間部等サービス提供体制が不足している地域については、引き続き体制の整備に努めます。
- 「同行援護」等のスキルアップ研修が受講できる体制の整備を図ります。また、適宜、研修会や講習会等を開催し、事業者の資質の向上を図ります。
- 障がい者の居宅等においてたんの吸引等を安全かつ適切に行うことができる介護職員等を養成するために、「介護職員等によるたんの吸引等研修事業」を開催します。

(2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの充実

- 既存の障がい支援施設や小規模作業所をはじめとし、NPO法人、地域活動団体、遊休施設等の地域資源を有効に活用します。
- 地域で生活する障がい者のニーズにきめ細やかな対応をするため、また、圏域の単位を標準としたサービス提供の体制を確保するため、「地域活動支援センター」等の個別給付事業者への移行促進やサービス供給量が不足している圏域を中心にサービス提供体制の整備を促進します。
- 「サービス管理責任者研修」を開催し、サービス及びサービス従事者の資質の向上を図るために必要な知識や技術を有する「サービス管理責任者」を

養成します。

(3) グループホームの充実及び地域生活支援拠点等の整備

- 公営住宅等の地域資源を活用し、質及び量の充実を図ります。
- 家庭事情や住宅事情等の理由で日常生活の援助を必要とする障がい者を支援するため、また、地域での生活を希望する施設入所者や精神科病院入院者の地域での自立生活を支援するため、グループホームの整備が促進されるよう配慮します。
- 地域の資源や実情を踏まえ、公営住宅等のグループホームへの活用を働きかけるとともに、グループホームについてサービス提供体制が不足している圏域を中心に適切な事業所の新規参入を促進します。
- 「サービス管理責任者研修」を開催し、サービス及びサービス従事者の資質の向上を図るために必要な知識及び技術を有する「サービス管理責任者」を養成します。
- 施設入所者が、「自立訓練事業」等の「日中活動事業」を利用することにより、生活の拠点を家庭やグループホーム及び公営住宅等へ移行することができるよう、障がい福祉サービスの提供体制の整備を推進し、施設入所者の地域移行を促進します。
- 障がい者の地域移行を促進するとともに、地域での生活をより一層安心できるものとするため、障がい者の地域での生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）を担う「地域生活拠点等」の早期整備を進めます。

2 相談支援体制の構築

【現状と課題】

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保や、サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が重要です。また、「相談支援事業者」等は、障がい者及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、行政機関やその他関係機関との連携に努めることが必要です。

今後利用者数は増加する見込みであり、更なる体制の確保を図る必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

(1) 相談支援体制の構築

- 障がい福祉サービスの利用に当たって作成される「サービス等利用計画」については、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を維持することが重要であることから、平成30年度以降の利用者の増加等に応じて更なる体制の確保を図ります。
- 県は、福祉に関する各般の問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加え、「サービス等利用計画」の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援や専門的な助言、指導等を図ります。
- 市町村に対し、「基幹相談支援センター」の設置に向け、積極的に働きかけます。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

- 相談支援体制の構築が進むことに伴い、障がい者支援施設の入所者への「サービス等利用計画」の作成や同計画の実施状況の把握を行うことを通じて、地域移行のための支援に係るニーズが顕在化し、増加することも考えられることから、地域移行の支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。
- 障がい者支援施設や精神科病院等から地域生活へ移行した後の地域への定着（以下「地域定着」という。）はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援とあわせて自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

(3) 発達障がい者（児）に対する支援

- 発達障がい者総合支援センター（ハナミズキ・アイリス）を拠点として、発達障がい者（児）への総合的な支援を進めるとともに、発達障がい者（児）が可能な限り身近な地域において早期発見・早期支援とともに切れ目のない支援を受けられるよう、きめ細やかな支援体制整備の充実を図ります。

(4) 協議会の設置等

- 県域全体の相談支援体制の整備を図ることを目的として設置している「徳島県障がい者自立支援協議会」を中心として、県内の地域自立支援協議会（市町村）ごとの相談支援体制の整備を推進し、点検、評価、助言等を行います。また、県が「障がい者施策基本計画」や「障がい福祉計画」を定め、または

変更しようとする際には「徳島県障がい者自立支援協議会」に対し積極的な意見を求めるとともに、障がい者が安心して地域に住むことができるよう、居住支援協議会との連携を図ります。

- 「発達障がい者支援体制整備検討委員会」の設置により、発達障がい児者支援に関する施策の総合的な推進を図ります。

3 障がいのある子どもに対する支援の充実

【現状と課題】

児童福祉法においては、障がいのある児童（以下「障がい児」という。）が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図ることとされています。

また、子ども・子育て支援法においては、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と定められています。

障がい児支援にあたっては、これらの法の理念の下、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るとともに、年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る必要があります。

障がいの重度化・重複化等により、障がい児のニーズはますます多様化しており、特に西部圏域及び南部圏域においては、より身近なところで支援を受けられる体制の整備を進めていく必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

(1) 地域支援体制の構築

- 「障がい児通所支援」等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を行います。
- 「児童発達支援センター」については、障がいの重度化・重複化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、「障がい児通所支援」等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な「障がい児通所支援」の体制整備を図ります。
- 「障がい児入所支援」について、虐待を受けた障がい児等への対応を含め、地域における様々なニーズに対応する機関としての専門的機能の強化を図ります。特に、「短期入所」や親子入所等の実施体制の整備に努めます。

- 県は、「障がい児通所支援」及び「障がい児入所支援」を、障がい児支援の両輪として相互に連携させるため、「障がい児通所支援」の広域的な調整及び「障がい児入所支援」の体制整備の双方の観点から一体的に進めていきます。
- 「障がい児通所支援」や「障がい児入所支援」から障がい者のサービスである「障がい福祉サービス」へ円滑に支援の移行が図られるよう、県及び市町村が緊密な連携を図ります。
- 障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行うことができるよう、「障がい児通所支援事業所」及び「障がい児入所施設」の支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

(2) 保育、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- 「障がい児通所支援」の体制整備に当たっては、「保育所」や「認定こども園」、「放課後児童クラブ」等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。
- 障がい児の早期の発見・支援及び健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、県及び市町村の障がい児支援の担当部局においては、それぞれの子育て支援の担当部局や保健医療の担当部局との連携体制を確保します。
- 更に、障がい児の支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、「学校」、「障がい児通所支援事業所」、「障がい児入所施設」、「障がい児相談支援事業所」、「就労移行支援事業所」等の障がい福祉サービス等を提供する事業所が緊密な連携を図るとともに、教育委員会との連携体制を確保します。

(3) 地域社会への参加及び包容の推進

- 「保育所等訪問支援」を活用し、「障がい児通所支援事業所」及び「障がい児入所支援施設」が「幼稚園」、「小学校」、「特別支援学校」等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加及び包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- ① 重症心身障がい児に対する支援体制の充実
 - ・ 重症心身障がい児が身近な地域にある「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

② 医療的ケア児に対する支援体制の充実

- ・ 人工呼吸器を装着している障がい児やその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援の充実を図ります。
- ・ 心身の状況に応じた保健，医療，障がい福祉，保育，教育等の各関連分野の支援が受けられるよう，保健所，病院・診療所，訪問看護ステーション，障がい児通所支援事業所，障がい児入所施設，障がい児相談支援事業所，保育所，学校等の関係者が連携を図るための「医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議」により，各関連分野が共通の理解に基づき協働し，総合的な支援体制を構築するよう努めます。
- ・ 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて，医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し，総合的かつ包括的な支援の提供につなげるコーディネーターとしての役割を担う相談支援専門員等について，市町村ごと（市町村単独での配置が困難な場合は圏域ごと）の配置を促します。

③ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実

- ・ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して，通所支援等において適切な支援ができるよう，人材育成を通じて支援体制の整備を図ります。

④ 虐待を受けた障がい児に対する支援体制の整備

- ・ 障がい児入所施設における小規模なグループによる療育や心理的ケアの提供，虐待等による心理的外傷を治癒するための指導を実施する心理療法の担当職員の配置に係る加算制度の周知を図り，支援体制の整備を進めます。
- ・ こども女性相談センターと障がい児入所施設との連携により，必要な心理的ケアを受けることのできる体制づくりを進めます。

(5) 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児に対する相談支援は，障がいの疑いがある段階から障がい児本人やその家族に対する継続的な相談を行うとともに，相談を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っており，障がい者に対する相談支援と同様に，障がい児についても質の確保及び向上を図りながら，支援の提供体制の構築を図

ります。

4 障がい福祉サービスの質の向上

【現状と課題】

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい福祉サービスや相談支援等の提供を行っています。

今後も、障がい者等本人の意向が尊重され、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、障がい福祉サービスや相談支援等の確保及び質の向上を図る必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障がい者等本人の意向を最大限尊重しながら、一人ひとりに福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを総合的に提供するケアマネジメントの手法をさらに普及させるため、相談支援従事者研修を実施し、相談支援事業に従事する者のスキルアップや地域の相談支援体制の構築・支援等について、中核的な役割を担う人材の育成を図ります。
- 相談支援従事者が障がい者本人の自己決定を尊重し、意思決定支援に配慮できるように、「相談支援従事者研修」等の質の向上に努めます。
- 障がい者等本人が適切にサービスを利用することができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の必要な制度の利活用を支援します。
- 「徳島県障がい者自立支援協議会」において、不足している地域のサービスの整備方策等について協議を行います。
- 県域全体や複数の市町村に関わる広域的な課題に対する市町村域を越えた連携・共同の取組を調整・支援するとともに、人材育成・養成など専門性を生かした技術的支援を行います。
- 長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対し、適切な給付決定がなされるよう、市町村への支援を行います。
- 高齢者と障がい児（者）が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）において、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに位置付けられた「共生型サービス」について、高齢者、障がい者等に十分な情報提供と説明を行うとともに、当該サービスの対象となる福祉サービスを実施す

る介護保険サービス事業所に対して、障がい福祉サービス事業所の指定申請を促すよう、制度の趣旨や内容の周知を行います。

5 補装具の交付、日常生活用具の給付及び身体障がい者補助犬の育成等

【現状と課題】

障がい者等の移動等の確保や能率向上、その他日常生活がより円滑に送れるよう、障がい者等の身体機能を補う補装具や、日常生活上の利便性を高める日常生活用具について、ニーズに応じた適正な交付や給付、貸付けを行う必要があります。

また、県では、障がい者等の社会参加の促進を図るため、身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を育成・貸与していますが、飲食店やホテルなどの宿泊施設で補助犬同伴を拒否される事案が全国的にも発生していることから、補助犬の受入れについて継続的な啓発活動に取り組む必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 市町村が実施する補装具の交付・修理や日常生活用具の給付等を支援します。
- 身体障がい者補助犬の育成・貸与を適切に行うとともに、飲食業者や宿泊業者等に対し身体障害者補助犬法の趣旨・目的等を重点的に啓発することなどにより、身体障がい者補助犬を使用する障がい者の円滑な施設等利用を促進します。

6 障がい福祉を支える人材の養成・確保

【現状と課題】

障がいの重度化や重複化、障がい者の高齢化等に伴い、今後の福祉ニーズはますます増えると想定され、障がい福祉の現場を支える人材養成に努めるとともに、福祉職場のイメージアップや就業促進を行う必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 県内におけるあらゆる関係機関・団体との密接な連携により福祉人材の養成を図るとともに、福祉サービス事業への新規求職者の就業や就業経験を有する方の再就業を支援します。
- 専門性の高い福祉・保健・医療従事者の養成を推進するため、各種県内養成機関を支援します。
- 介護福祉士の養成施設で修学する者への修学資金の貸付等の実施を行います。

- 利用者や求職者が就職情報等，福祉に関する必要な情報が得られるよう，インターネット等を活用した情報提供を充実します。

- 徳島県福祉人材センターにおいて，福祉職場への就業を促進するため，県内の福祉関係養成校，職能団体，ハローワーク，行政等との情報交換や連携，福祉人材に関する情報提供等を行い，福祉人材センターの機能強化に努め，人材の就業促進を推進します。

第3章 施策基本計画の目標数値・見込み量

第1節 主要施策の数値目標一覧

番号	成果指標	現況値 (H29実績見込)	目標 (平成35年度)
1 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進			
1	e-モニターアンケートによる障害者差別解消法認知度調査	法律認知度 45.9%	95%以上
2	e-モニターアンケートによる障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例認知度調査	条例認知度 30.7%	95%以上
3	対応要領策定市町村数	22市町村	全市町村 (30年度中)
4	障害者差別解消支援地域協議会設置市町村数 (共同設置含む)	10市町村	全市町村
5	「心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスター」応募数(累計H26～)	240点	480点
6	「地域生活支援事業」における「成年後見制度普及啓発事業」の推進	推進	推進
7	虐待防止研修受講者数(累計H23～)	1,148人	1,750人
2 行政等における配慮の充実			
8	県主催イベントにおける情報提供手段の拡充	推進	推進
9	手話又は字幕等を用いて提供できたテレビ県政広報番組数	全ての番組 (61本/年)	全ての番組
10	「県政だよりOUR徳島」の点字版及び音声版の発行回数	12回/年	12回/年
11	「とくしま県議会だより」の録音版 (テープ・CD)発行回数	毎定例会	毎定例会
12	県職員ボランティア(仮)の登録件数(累計)	—	360人
13	障がい者交流プラザ実施事業におけるボランティア参加者数(累計H29～)	300人	2,100人

番号	成果指標	現況値 (H29実績見込)	目標 (平成35年度)
3 教育の振興			
14	「特別支援学校技能検定」の受検者数 (累計H29～)	400人	2,800人
15	児童生徒の作品やボランティア等を地域に 提供した特別支援学校数	5校	11校
16	研究協力校において作成した自律型学習教材 (注1)の問題数	3,000問	4,200問
17	「自立活動(注2)」等の指導が必要な生徒が 在籍する高等学校における特別な指導の全校 実施	推進	推進
18	「特別支援教育に関するeラーニング研修 支援システム」の問題へアクセスした回数	5,500回	6,700回
19	「発達障がい教育・自立促進アドバイザー チーム(注3)」と連携した行動改善の事例数 (累計)	75件	105件

注1) 子どものつまずきやすい学習課題を分析し、スモールステップで構成するとともに、子どもが自分の進捗を確認しながら自主的に取り組む工夫を取り入れた学習教材。

注2) 特別支援学校学習指導要領に示されている指導領域で「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」ことを目標としている。

注3) 発達障がいを含めた特別支援教育における多様な学びの場の充実、特別支援学校のセンター的機能の充実、教職員の専門性向上に向けた指導・助言を受けるため、平成27年度に本県で設置した、応用行動分析学の専門家である大学教員で構成されるチーム。

番号	成果指標	現況値 (H29実績見込)	目標 (平成35年度)
4 安全・安心な生活環境の整備			
20	「身体障がい者補助犬」の育成頭数 (累計H5～)	17頭	23頭
21	ノンステップバスの台数	130台	135台以上
22	「徳島県身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）交付事業（注4）」のパーキングパーミット交付数（累計H21～）	13,300件	16,600件
23	「徳島県身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）交付事業」のパーキングパーミット利用可能駐車台数（累計H21～）	1,117台	1,145台
24	歩道等の整備延長（年間整備延長）	2km/年	2km/年
25	「ユニバーサルデザイン歩行者用押しボタン（注5）」の設置数（累計H24～）	379個	630個
26	「ユニバーサルデザイン表彰（注6）」の数	10件	10件
5 防災・防犯等の推進			
27	福祉避難所指定数（累計）	167カ所	197カ所
28	「災害時障がい者支援研修等事業（注7）」による出前講座受講者数（累計H26～）	285人	585人
29	障がい者入所施設従事者等に対する防犯対策研修受講施設数（箇所）	—	30箇所
30	消費者教育研修受講者数（累計）	250人	500人

注4）歩行困難者である障がい者・妊産婦等へ身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）を交付し、事業所の協力を得て駐車しやすい環境づくりを推進する。

注5）色弱者も見やすい白色LEDや手の不自由な歩行者が押しやすいキノコ型押しボタンを使用。

注6）ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する表彰。

注7）市町村や障がい福祉サービス事業所等の職員をはじめ、一般県民に対して、個々の障がい特性に応じた配慮の方法や、防災対策に関する知識及び発災時において必要な情報の普及啓発を行う。

番号	成果指標	現況値 (H29実績見込)	目標 (平成35年度)
6 保健・医療の推進			
31	精神保健・医療に係る保健, 医療, 福祉関係者による協議の場の設置	—	1 (精神医療圏)
32	精神保健・医療に係る地域移行に伴う基盤整備量	—	998人 (平成36年度)
33	「難病患者地域支援対策推進事業(注8)」における計画策定数(累計H10～)	960件	1,380件
34	「難病患者地域支援対策推進事業」における相談件数	700件	700件
35	3歳児健康診査の受診率	(27年度) 94.7%	100%に 近づける
36	特定健康診査・特定保健指導の実施率	(27年度) 健康診査46.5% 保健指導28.6%	健康診査70.0% 保健指導45.0%
7 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実			
37	点字図書館の「点字・録音図書」タイトル数(累計)	21,100 タイトル	22,600 タイトル
38	「字幕入り映像ライブラリー」のタイトル数(累計)	4,390 タイトル	4,510 タイトル
39	県登録の意思疎通支援者数	146人	158人
40	「盲ろう者通訳・介助員派遣事業」による派遣件数(累計H18～)	7,000 件	11,200 件
41	視聴覚障がい者支援センター(障がい者交流プラザ)の利用者数(累計H18～)	100,000人	148,000人

注8) 在宅の難病患者の療養を支援するため、保健所を中心として医療及び福祉関係者の連携のもとに、様々な事業を実施。

番号	成果指標	現況値 (H29実績見込)	目標 (平成35年度)
8 雇用・就業、経済的自立の支援			
42	障がい者マイスター認定者数（累計H26～）	14人	32人
43	「障がい者職業訓練事業（注9）」における訓練生の就職率	50%	55%
44	民間企業の障がい者雇用率	2.17%	法定雇用率 (2.3%) 以上
45	法定雇用率「達成企業」の割合	全国4位	全国10位以内
46	「障がい者が繋ぐ地域の暮らし“ほっとかない”事業（注10）」の実施地域数	45地域	16市町村
47	施設利用者の平均月額工賃	21,700円	23,700円
48	「授産製品販売機会拡大事業（注11）」における販売会の開催回数（累計H29～）	35回	180回

注9) 企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等の多様な委託先を活用し、障がいのある人の能力、適性及び障がい者雇用ニーズに対応した委託訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図る。

注10) 障がい者が高齢者に対し、日用品等の移動販売や見守り活動を行う。数値目標設定時は事業実施箇所を東部、南部、西部、中央部という「地域」の数で示していたが、同一地域内において、二つの法人が異なる市町村で事業を実施した場合は「2地域」と数えることとなって分かりにくいことから、事業の実施地域及び拡大状況が明確に把握できるよう、指標を「市町村」に改めることとした。

注11) 団体、民間企業等の行事、イベント時の販売協力を呼び掛けるとともに、物産施設、商業施設等での販路の拡大に取り組む。

番号	成果指標	現況値 (H29実績見込)	目標 (平成35年度)
9 障がい者スポーツ・文化芸術活動等の振興			
49	障がい者スポーツセンター（障がい者交流プラザ）の利用者数（累計H18～）	841,000人	1,261,000人
50	「パラリンピック等育成強化選手」の数（累計H26～）	19人	37人
51	人材バンク活用による「障がい者スポーツ指導員」の派遣・指導件数（累計H26～）	522件	1,182件
52	ノーマピックススポーツ大会（注12）の参加者数（累計H26～）	2,772人	6,372人
53	障がいのある人とない人がともに参加できるスポーツ大会の開催（累計）	—	6回
54	障がい者トップアスリート講演会実施回数	10回	10回
55	障がい者交流センター（障がい者交流プラザ）の利用者数（累計H18～）	569,000人	839,000人
56	「障がい者アーティストの卵」発掘展（注13）応募点数（累計）	140点	440点
57	障がい者芸術展覧会開催回数	2回	2回

注12) 徳島県及び関係団体が主催し、障がい者の体力の維持増強を図るとともに、自立と社会参加の推進に寄与することを目的として開催するスポーツ大会。

注13) 40歳未満であって、芸術文化活動に取り組んでいる障がい者のアート作品を募集、展示する美術展。

第3章 施策基本計画の目標数値・見込量

第2節 提供体制の確保に係る数値目標・見込量

1 数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者が、自立訓練事業等の日中活動事業を利用することにより、生活の拠点を家庭やグループホーム、公営住宅等の一般住宅等へ移行する者の数について、以下のとおり数値目標を定めます。

ア 平成32年度末における地域生活への移行

【国の目標】平成28年度末時点における施設入所者の9%以上が地域生活へ移行する。

【県の目標】共同生活援助事業（グループホーム）の整備促進等により、障がい者の地域移行を図り、平成28年度末時点の施設入所者数1,507人のうち、135人（9%）が地域生活へ移行することを旨とする。

イ 平成32年度末における施設入所者の削減

【国の目標】平成28年度末時点から2%以上削減する。

【県の目標】「重度障がい」や「高齢」の入所者が増加傾向にあること等を考慮し、平成28年度末時点の福祉施設入所者数1,507人のうち、30人（2%）を削減することを旨とする。

（参考データ）県内市町村における障がい福祉計画の積上げ

項目	東部圏域	南部圏域	西部圏域	県全体
(A)施設入所者数 (平成28年度末時点)	人 881	人 335	人 291	人 1,507
(B)施設入所者数 (平成32年度末時点)	人 856	人 328	人 281	人 1,465
(C)地域生活への移行者数 ※移行割合(C)/(A)	44人 5.0%	22人 6.6%	10人 3.4%	76人 5.0%
(D)施設入所者の削減数(A)-(B) ※削減割合(D)/(A)	25人 2.8%	7人 2.1%	10人 3.4%	42人 2.8%

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな国の政策理念を踏まえ、次に掲げるとおり県の目標値を設定することとします。

なお、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であることから、徳島県保健医療計画との整合をとっています。

ア 保健、医療、福祉関係者による協議の場

【県の目標】平成32年度末までに県において、精神障がい者に関する保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。

項 目	H28年度 実績	H32年度 目標
平成32年度における 精神障がい者に関する保健、医療、 福祉関係者による協議の場の数	—	1 (県全体)

イ 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

【県の目標】平成32年度末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する（複数市町村による共同設置を含む）。

項 目	H28年度 実績	H32年度 目標
平成32年度における 市町村ごとの保健、医療、福祉関係 者による協議の場の設置状況	—	全市町村

ウ 平成32年度における精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

(単位：人)

65歳以上		65歳未満	
直近の実績 【H26年度時点】	目標値 【H32年度】	直近の実績 【H26年度時点】	目標値 【H32年度】
1,241	1,074	1,130	801

エ 精神病床における早期退院率

(単位：%)

入院後3ヶ月時点		入院後6ヶ月時点		入院後1年	
直近の実績 (H26年度 時点)	目標値 【H32年度】	直近の実績 (H26年度 時点)	目標値 【H32年度】	直近の実績 (H26年度 時点)	目標値 【H32年度】
65	69	80	84	87	90

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活への移行を促進するとともに、地域での生活をより一層安心できるものとするため、障がい者の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等)の集約等を行う拠点等の整備を行います。

【国の目標】平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する。

【県の目標】各圏域に1つ以上を整備する。

項 目	東部圏域	南部圏域	西部圏域	県全体
平成32年度末の 地域生活支援拠点等の数	1	1	1	3

(4) 福祉施設から一般就労への移行

ア 年間一般就労移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう)を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を以下のとおり設定します。

【国の目標】平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする。

【県の目標】平成28年度の一般就労への移行実績の1.7倍となる一般就労移行を目指す。

項目	東部圏域	南部圏域	西部圏域	県全体
(A)平成28年度の 年間一般就労移行者数	43人	15人	5人	63人
(B)平成32年度の 年間一般就労移行者数	71人 1.7倍	22人 1.5倍	16人 3.2倍	109人 1.7倍

イ 就労移行支援事業利用者数

【国の目標】平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること。

【県の目標】平成28年度末における利用者数の3割増となる就労移行支援事業の利用者数を目指す。

項目	東部圏域	南部圏域	西部圏域	県全体
(A)平成28年度末の 就労移行支援事業利用者数	162人	73人	25人	260人
(B)平成32年度末の 就労移行支援事業利用者数	241人 1.5倍	80人 1.1倍	29人 1.2倍	350人 1.3倍

ウ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

【国の目標】 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを旨す。

【県の目標】 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の6割以上とすることを旨す。

項 目	東部圏域	南部圏域	西部圏域	県全体
(A)平成32年度における 就労移行支援事業所数	25	5	3	33
(B)平成32年度における 就労移行率が3割以上の 事業所数	15 60.0%	4 80.0%	2 66.7%	21 63.6%

エ 就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率

【国の目標】 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする。

【県の目標】 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする。

就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率【目標値】	
平成31年度	平成32年度
80%	80%

オ その他の目標

項 目	東部圏域	南部圏域	西部圏域	県全体
(A) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労への移行者数	64人	20人	14人	98人
(B) 福祉施設から一般就労への移行者のうち、必要な者に対する職業訓練の受講者の見込み	5人	2人	2人	9人
(C) 福祉施設の利用者のうち必要な者に対する公共職業安定所への誘導数の見込み	96人	32人	18人	146人
(D) 一般就労への移行者のうち必要な者に対する障害者就業・生活支援センターへの誘導数の見込み	27人	7人	9人	43人
(E) 福祉施設の利用者のうち必要な者が公共職業安定所の支援を受けて就職する数の見込み	34人	14人	13人	61人

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援センター

【国の目標】平成32年度末までに各市町村に少なくとも1箇所設置（単
独設置が困難な場合、圏域での設置であっても差し支えない）

【県の目標】平成32年度末までに各市町村に原則1箇所設置（単独設置
が困難な場合、広域での設置であっても差し支えない）

（単位：市町村数）

【実績】 H28年度末	【目標】 H32年度末
5	全市町村

イ 保育所等訪問支援

【国の目標】平成32年度末までに、すべての市町村において利用できる
体制を構築することを基本とする。

【県の目標】平成32年度末までに、すべての市町村において利用できる
体制を構築することを目指す。

（単位：市町村数）

【実績】 H28年度末	【目標】 H32年度末
8	全市町村

ウ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所

【国の目標】各市町村に少なくとも1箇所以上確保（単独設置が困難な場
合、圏域での確保であっても差し支えない）

【県の目標】各市町村に少なくとも1箇所以上確保（単独設置が困難な場
合、広域での確保であっても差し支えない）

（単位：市町村数）

【実績】 H28年度末	【目標】 H32年度末
8	全市町村

エ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所

【国の目標】各市町村に少なくとも1箇所以上確保（単独設置が困難な場合、圏域での確保であっても差し支えない）

【県の目標】各市町村に少なくとも1箇所以上確保（単独設置が困難な場合、広域での確保であっても差し支えない）

（単位：市町村数）

【実績】 H28年度末	【目標】 H32年度末
8	全市町村

オ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

【国の目標】平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする（単独設置が困難な場合、都道府県が関与した上での圏域での設置でも差し支えない）

（単位：設置数）

【目標】H30年度末 県	【目標】H30年度末 市町村
設置済	全市町村

(6) 発達障がい者に対する支援

項目	H30年度	H31年度	H32年度
(A)発達障がい者支援地域協議会の開催回数	2回	2回	2回
(B)発達障がい者支援センターによる相談支援件数	1,500件	1,500件	1,500件
(C)発達障がい者支援センターの関係機関への助言件数	55件	55件	60件
(D)発達障がい者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	90件	95件	100件

2 サービス見込量

(1) 障がい福祉サービス等の見込み量

「障がい福祉サービス」及び「相談支援」の必要な量の見込みについては、県下24市町村が、次に掲げる内容等を勘案し、各地域の実情に応じて設定した見込量を集計した数値です。

- ・ 障がい者等に対するアンケート調査等の結果
- ・ 市町村障がい福祉計画作成委員会（障がい者団体、事業者、福祉関係者、保健関係者、医療関係者、教育関係者、就労関係者等で構成）等の意見
- ・ 障がい福祉サービス利用者の伸び、サービスの利用状況

ア 訪問系サービス

訪問系サービスについては、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援の5種類のサービスを一括して見込みます。

圏域	単位	実績	見込				
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
東部圏域 計	利用量(時間)	27,535	28,610	30,119	31,889	33,744	
	利用者数(人)	1,507	1,573	1,655	1,754	1,857	
南部圏域 計	利用量(時間)	6,283	6,463	6,891	7,150	7,483	
	利用者数(人)	445	425	451	465	481	
西部圏域 計	利用量(時間)	3,491	3,752	4,203	4,345	4,406	
	利用者数(人)	227	229	249	258	262	
合計	利用量(時間)	37,309	38,825	41,213	43,384	45,633	
	利用者数(人)	2,179	2,227	2,355	2,477	2,600	

イ 日中活動系サービス

(ア) 生活介護

圏域	単位	実績	見込				
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
東部圏域 計	利用量(人日分)	28,974	29,766	30,497	30,868	31,220	
	利用者数(人)	1,494	1,516	1,561	1,578	1,594	
南部圏域 計	利用量(人日分)	9,358	9,440	9,687	9,859	10,076	
	利用者数(人)	475	478	483	491	498	
西部圏域 計	利用量(人日分)	8,343	8,407	8,622	8,779	8,915	
	利用者数(人)	424	415	433	435	436	
合計	利用量(人日分)	46,675	47,613	48,806	49,506	50,211	
	利用者数(人)	2,393	2,409	2,477	2,504	2,528	

(イ) 自立訓練（機能訓練）

圏域	単位	実績	見込				
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
東部圏域 計	利用量(人日分)	90	144	159	162	161	
	利用者数(人)	7	9	10	10	10	
南部圏域 計	利用量(人日分)	0	11	48	48	26	
	利用者数(人)	0	1	3	3	2	
西部圏域 計	利用量(人日分)	14	2	29	34	34	
	利用者数(人)	4	1	3	4	4	
合 計	利用量(人日分)	104	157	236	244	221	
	利用者数(人)	11	11	16	17	16	

(ウ) 自立訓練（生活訓練）

圏域	単位	実績	見込				
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
東部圏域 計	利用量(人日分)	2,182	2,031	2,290	2,469	2,581	
	利用者数(人)	117	110	126	137	144	
南部圏域 計	利用量(人日分)	531	505	501	532	541	
	利用者数(人)	43	40	41	44	46	
西部圏域 計	利用量(人日分)	40	55	133	158	158	
	利用者数(人)	4	3	7	9	9	
合 計	利用量(人日分)	2,753	2,591	2,924	3,159	3,280	
	利用者数(人)	164	153	174	190	199	

(エ) 就労移行支援

圏域	単位	実績	見込				
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
東部圏域 計	利用量(人日分)	1,946	2,493	2,653	2,892	3,093	
	利用者数(人)	149	186	202	219	234	
南部圏域 計	利用量(人日分)	1,046	1,056	1,136	1,168	1,173	
	利用者数(人)	76	73	77	79	80	
西部圏域 計	利用量(人日分)	326	387	368	388	416	
	利用者数(人)	29	22	34	36	38	
合 計	利用量(人日分)	3,318	3,936	4,157	4,448	4,682	
	利用者数(人)	254	281	313	334	352	

(才) 就労継続支援 (A型)

圏域	単位	実績	見込				
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
東部圏域 計	利用量(人日分)	4,910	5,563	7,045	7,539	8,022	
	利用者数(人)	337	375	39	420	447	
南部圏域 計	利用量(人日分)	1,411	1,563	1,686	1,827	1,968	
	利用者数(人)	102	110	116	124	131	
西部圏域 計	利用量(人日分)	487	655	805	840	875	
	利用者数(人)	47	45	57	59	61	
合計	利用量(人日分)	6,808	7,781	9,536	10,206	10,865	
	利用者数(人)	486	530	567	603	639	

(力) 就労継続支援 (B型)

圏域	単位	実績	見込				
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
東部圏域 計	利用量(人日分)	16,138	16,599	17,789	18,383	18,987	
	利用者数(人)	998	1,046	1,084	1,116	1,147	
南部圏域 計	利用量(人日分)	3,466	3,592	3,748	3,910	4,094	
	利用者数(人)	211	221	232	243	256	
西部圏域 計	利用量(人日分)	3,399	3,401	3,493	3,604	3,685	
	利用者数(人)	224	196	216	223	230	
合計	利用量(人日分)	23,003	23,592	25,030	25,897	26,766	
	利用者数(人)	1,433	1,463	1,532	1,582	1,633	

(キ) 就労定着支援

圏域	単位	実績	見込				
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
東部圏域 計	利用者数(人)	—	—	9	15	22	
南部圏域 計	利用者数(人)	—	—	4	5	7	
西部圏域 計	利用者数(人)	—	—	7	9	12	
合計	利用者数(人)	—	—	20	29	41	

(ク) 療養介護

圏域	単位	実績	見込				
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
東部圏域 計	利用者数(人)	161	166	170	175	181	
南部圏域 計	利用者数(人)	69	69	71	71	71	
西部圏域 計	利用者数(人)	47	47	49	50	51	
合 計	利用者数(人)	277	282	290	296	303	

(ケ) 短期入所 (福祉型)

圏域	単位	実績	見込				
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
東部圏域 計	利用量(人日分)	855	918	968	1,025	1,076	
	利用者数(人)	241	266	282	299	314	
南部圏域 計	利用量(人日分)	258	244	515	534	554	
	利用者数(人)	77	77	103	108	114	
西部圏域 計	利用量(人日分)	303	277	293	310	334	
	利用者数(人)	71	62	70	74	79	
合 計	利用量(人日分)	1,416	1,439	1,776	1,869	1,964	
	利用者数(人)	389	405	455	481	507	

(コ) 短期入所 (医療型)

圏域	単位	実績	見込				
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
東部圏域 計	利用量(人日分)	66	76	101	108	112	
	利用者数(人)	33	31	36	38	39	
南部圏域 計	利用量(人日分)	11	10	25	25	25	
	利用者数(人)	5	5	6	6	6	
西部圏域 計	利用量(人日分)	0	0	7	7	7	
	利用者数(人)	0	0	1	1	1	
合 計	利用量(人日分)	77	86	133	140	144	
	利用者数(人)	38	36	43	45	46	

ウ 居住系サービス

(ア) 自立生活援助

圏域	単位	実績	見込			
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
東部圏域 計	利用者数(人)	—	—	7	11	18
南部圏域 計	利用者数(人)	—	—	6	12	17
西部圏域 計	利用者数(人)	—	—	13	20	25
合計	利用者数(人)	—	—	26	43	60

(イ) 共同生活援助（グループホーム）

圏域	単位	実績	見込			
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
東部圏域 計	利用者数(人)	311	309	325	340	353
南部圏域 計	利用者数(人)	110	120	125	129	135
西部圏域 計	利用者数(人)	225	204	235	243	249
合計	利用者数(人)	646	633	685	712	737

(ウ) 施設入所支援

※年間の利用延べ人数(見込)

圏域	単位	実績	見込			
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
東部圏域 計	利用者数(人)	883	892	879	870	857
南部圏域 計	利用者数(人)	338	341	337	335	332
西部圏域 計	利用者数(人)	291	292	291	289	286
合計	利用者数(人)	1,512	1,525	1,507	1,494	1,474

エ 障がい児通所支援

(ア) 児童発達支援

圏域	単位	実績	見込			
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
東部圏域 計	利用量(人日分)	5,692	6,135	6,428	6,799	7,203
	利用者数(人)	957	1,012	1,066	1,128	1,195
南部圏域 計	利用量(人日分)	992	1,003	1,071	1,138	1,241
	利用者数(人)	101	102	108	116	127
西部圏域 計	利用量(人日分)	852	835	862	872	882
	利用者数(人)	73	58	60	61	62
合 計	利用量(人日分)	7,536	7,973	8,361	8,809	9,326
	利用者数(人)	1,131	1,172	1,234	1,305	1,384

(イ) 放課後等デイサービス

圏域	単位	実績	見込			
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
東部圏域 計	利用量(人日分)	11,349	13,838	14,218	15,058	15,890
	利用者数(人)	1,142	1,320	1,420	1,508	1,597
南部圏域 計	利用量(人日分)	1,926	2,422	2,470	2,711	2,959
	利用者数(人)	203	231	251	275	301
西部圏域 計	利用量(人日分)	1,036	1,298	1,267	1,327	1,380
	利用者数(人)	78	86	94	99	103
合 計	利用量(人日分)	14,311	17,558	17,955	19,096	20,229
	利用者数(人)	1,423	1,637	1,765	1,882	2,001

(ウ) 保育所等訪問支援

圏域	単位	実績	見込			
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
東部圏域 計	利用量(人日分)	41	61	72	80	89
	利用者数(人)	127	148	159	170	184
南部圏域 計	利用量(人日分)	6	10	12	13	15
	利用者数(人)	8	13	17	19	22
西部圏域 計	利用量(人日分)	42	22	26	27	28
	利用者数(人)	8	4	7	8	9
合 計	利用量(人日分)	89	93	110	120	132
	利用者数(人)	143	165	183	197	215

(エ) 居宅訪問型児童発達支援

圏域	単位	実績	見込			
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
東部圏域 計	利用量(人日分)	—	—	46	52	67
	利用者数(人)	—	—	11	12	14
南部圏域 計	利用量(人日分)	—	—	12	24	28
	利用者数(人)	—	—	3	6	7
西部圏域 計	利用量(人日分)	—	—	11	24	29
	利用者数(人)	—	—	3	7	8
合計	利用量(人日分)	—	—	69	100	124
	利用者数(人)	—	—	17	25	29

(オ) 障がい児相談支援

圏域	単位	実績	見込			
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
東部圏域 計	利用者数(人)	1,612	1,742	1,829	1,939	2,051
南部圏域 計	利用者数(人)	253	276	303	336	371
西部圏域 計	利用者数(人)	155	151	159	166	171
合計	利用者数(人)	2,020	2,169	2,291	2,441	2,593

(カ) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

圏域	単位	実績	見込			
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
東部圏域 計	利用者数(人)	0	0	1	2	3
南部圏域 計	利用者数(人)	0	0	0	0	0
西部圏域 計	利用者数(人)	0	0	2	2	3
合計	利用者数(人)	0	0	3	4	6

オ 相談支援

(ア) 計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）

圏域	単位	実績	見込			
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
東部圏域 計	利用者数(人)	9	7	15	19	25
南部圏域 計	利用者数(人)	0	0	3	3	4
西部圏域 計	利用者数(人)	3	2	6	7	9
合計	利用者数(人)	12	9	24	29	38

(イ) 地域移行支援

圏域	単位	実績	見込			
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
東部圏域 計	利用者数(人)	9	7	15	19	25
南部圏域 計	利用者数(人)	0	0	3	3	4
西部圏域 計	利用者数(人)	3	2	6	7	9
合計	利用者数(人)	12	9	24	29	38

(ウ) 地域定着支援

圏域	単位	実績	見込			
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
東部圏域 計	利用者数(人)	2	2	11	15	21
南部圏域 計	利用者数(人)	0	0	3	3	4
西部圏域 計	利用者数(人)	0	0	6	7	9
合計	利用者数(人)	2	2	20	25	34

(7) 指定障がい者支援施設の必要入所定員総数

圏域	単位	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
東部圏域	人	953	953	953	953	953
南部圏域	人	260	260	260	260	260
西部圏域	人	285	280	280	280	280
圏域計	人	1,498	1,493	1,493	1,493	1,493

(8) 指定障がい児入所施設等の必要入所定員総数

(福)…福祉型 (医)…医療型

圏域	単位	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
東部圏域	人	(福) 60 (医) 168	(福) 60 (医) 168	(福) 60 (医) 168	(福) 60 (医) 168	(福) 60 (医) 168
南部圏域	人	(福) 10 (医) 140	(福) 10 (医) 140	(福) 10 (医) 140	(福) 10 (医) 140	(福) 10 (医) 140
西部圏域	人	(福) 40 (医) 0	(福) 40 (医) 0	(福) 40 (医) 0	(福) 40 (医) 0	(福) 40 (医) 0
圏域計	人	(福) 110 (医) 308	(福) 110 (医) 308	(福) 110 (医) 308	(福) 110 (医) 308	(福) 110 (医) 308

3 地域生活支援事業の見込量

障がいのある人が地域で生活を営むことができるように、県では専門性が高い相談支援や広域的な対応が必要な事業を実施します。については、以下のとおり地域生活支援事業の見込量を定めます。

(1) 専門性の高い相談支援事業（必須事業）

ア 発達障がい者支援センター運営事業

単位	平成28年度		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
	見込	実績	見込	見込	見込	見込
実施箇所数	2	2	2	2	2	2
実利用者数	1,400	1,449	1,500	1,500	1,500	1,500

イ 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業

単位	平成28年度		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
	見込	実績	見込	見込	見込	見込
相談件数 (延件数)	—	—	300	300	300	300

ウ 障がい児等療育支援事業

単位	平成28年度		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
	見込	実績	見込	見込	見込	見込
実施箇所数	10	11	11	11	11	11
実利用者数	3,616	3,980	3,616	4,338	4,338	4,338

エ 障害者就業・生活支援センター運営事業

単位	平成28年度		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
	見込	実績	見込	見込	見込	見込
実施箇所数	3	3	3	3	3	3
実利用者数	1,462	1,560	1,516	1,566	1,566	1,566

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（必須事業）

ア 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

単位	平成28年度		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
	見込	実績	見込	見込	見込	見込
受講者数	40	40	40	40	40	40

イ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

単位	平成28年度		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
	見込	実績	見込	見込	見込	見込
受講者数	20	12	20	20	20	20

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（必須事業）

ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

（障がい者団体等が主催する広域的な事業等に対する派遣事業）

単位	平成28年度		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
	見込	実績	見込	見込	見込	見込
実利用 見込み件数	50	60	50	50	50	50

イ 盲ろう者向け通訳・介助員養成派遣事業

単位	平成28年度		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
	見込	実績	見込	見込	見込	見込
実利用 見込み件数	610	739	740	740	740	740

(4) 広域的な支援事業（必須事業）

ア 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

単位	平成28年度		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
	見込	実績	見込	見込	見込	見込
ピアサポーター 活動回数	7	13	7	7	7	7

(5) サービス・相談支援者、指導者育成事業（任意事業）

ア 障害支援区分認定調査員等研修事業

単位	平成28年度		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
	見込	実績	見込	見込	見込	見込
実施箇所数	2	2	2	2	2	2
実利用者数	90	68	50	50	50	50

イ 相談支援従事者研修事業

単位	平成28年度		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
	見込	実績	見込	見込	見込	見込
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
実養成者数	150	279	200	200	200	200

ウ サービス管理責任者研修事業

単位	平成28年度		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
	見込	実績	見込	見込	見込	見込
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
実養成者数	120	241	200	200	200	200

エ 強度行動障がい支援者養成研修事業

単位	平成28年度		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
	見込	実績	見込	見込	見込	見込
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
実養成者数	30	272	200	200	200	200

オ 身体・知的障がい者相談員活動強化事業

身体・知的障がい者相談員研修

単位	平成28年度		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
	見込	実績	見込	見込	見込	見込
実施箇所数	2	3	2	2	2	2
実養成者数	230	211	180	200	200	200

資料編

資料1 障害者基本法（抄）

○障害者基本法

（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のため

の手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(国際的協調)

第五条 第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのつとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国民の理解)

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、基本原則にのつとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(障害者週間)

第九条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十三条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

(医療、介護等)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。
- 6 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。
- 7 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

(年金等)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意

向を尊重しなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

(療育)

第十七条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

(職業相談等)

第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

第十九条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。

- 2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(住宅の確保)

第二十条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

第二十一条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。)その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

- 2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。
- 4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。
- 3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

(相談等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害

者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第二十四条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(防災及び防犯)

第二十六条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

(消費者としての障害者の保護)

第二十七条 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならない。

- 2 事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供等に努めなければならない。

(選挙等における配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

(司法手続における配慮等)

第二十九条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつ

た場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

(国際協力)

第三十条 国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策

第三十一条 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。

第四章 障害者政策委員会等

(障害者政策委員会の設置)

第三十二条 内閣府に、障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）を置く。

2 政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 障害者基本計画に関し、第十一条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 前号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べること。

三 障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 内閣総理大臣又は関係各大臣は、前項第三号の規定による勧告に基づき講じた施策について政策委員会に報告しなければならない。

(政策委員会の組織及び運営)

第三十三条 政策委員会は、委員三十人以内で組織する。

2 政策委員会の委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合

において、委員の構成については、政策委員会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 政策委員会の委員は、非常勤とする。

第三十四条 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十五条 前二条に定めるもののほか、政策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県等における合議制の機関)

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

資料2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（平成十七年十一月七日法律第二百二十三号）

第五章 障害福祉計画

（基本指針）

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
 - 二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 三 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
 - 四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 厚生労働大臣は、障害者等の生活の実態、障害者等を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。
- 5 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
- 10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保

その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
 - 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画と相まって、精神科病院に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。
- 6 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 8 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第八十九条の二 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県

障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(協議会の設置)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(都道府県知事の助言等)

第九十条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県障害福祉計画の作成の手法その他都道府県障害福祉計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

(国の援助)

第九十一条 国は、市町村又は都道府県が、市町村障害福祉計画又は都道府県障害福祉計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。(以下略)

資料3 障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例

○障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例
(平成二十七年十二月二十五日徳島県条例第七十一号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 障がいのある人の権利の擁護

第一節 障がいのある人に対する差別等の禁止（第八条・第九条）

第二節 差別等に関する相談体制（第十条—第十二条）

第三節 差別等に該当する事案解決の仕組み（第十三条—第十八条）

第三章 地域における共生社会の実現に向けた取組

第一節 情報の取得、コミュニケーションに対する支援（第十九条—第二十三条）

第二節 障がいのある人の移動に対する支援（第二十四条—第二十六条）

第三節 自立及び社会参加（第二十七条—第三十四条）

第四章 県民理解の促進（第三十五条—第三十八条）

第五章 雑則（第三十九条・第四十条）

附則

本県においては、障がいのある人が、いきいきと安心して生活できるよう、障がい福祉サービス等を充実させるとともに、意欲を持って働く機会の創出など、様々な取組を積み重ねてきた。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の成立、障害者の権利に関する条約の批准など、障がいのある人の権利を擁護する意識が高まる中、これまでの取組を更に発展させるとともに、障がいを理由とする差別の解消、障がいのある人の日常生活や社会生活を制限している社会的障壁の除去、さらには、障がいの特性に応じた適切な情報の取得及び利用、意思疎通並びに移動のための手段の確保などを通じ、障がいのある人が自立して社会参加し、及び自己の個性や能力を発揮することができるような共生社会の実現が求められている。

特に、障がいのある人が、その多様な障がいの特性に応じ、自らの可能性を最大限に発揮し、地域における社会貢献活動をはじめとした活躍の場を広げていくことが共生社会の実現のために必要である。

そして、障がいの有無にかかわらず全ての人が、自らの地域に住み、働き、学び、自立し、互いの立場を尊重し合いながら支え合うことができる社会の実現は、地域社会の活力を取り戻すことにつながるものである。

ここに、私たちは、障がいのある人の権利を擁護するための取組を推進するとと

もに、障がいのある人もない人も、支え合いながら、いきいきと暮らせる共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、障がいのある人に対する障がいを理由とする差別の禁止並びに地域社会における障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組について基本理念を定め、県の責務並びに市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進することにより、全ての県民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 情報の取得及び意思疎通 障がいのある人が、必要とする情報を自由に取得し、及び利用し、並びに自らの意思を表明し、他人の意思を受領し、及び他人との意思疎通を行うことをいう。

(基本理念)

第三条 第一条に規定する障がいのある人に対する障がいを理由とする差別の禁止並びに障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組に係る施策（以下「障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策」という。）は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 全ての県民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されること。
- 二 障がいを理由とする差別の解消は、差別が障がいのない人も含めた全ての人に関係する問題であることが認識され、差別を生む背景にある誤解、偏見その他の理解の不足が解消されるよう、障がいのある人とない人が学び合い協力していくことを旨として行われなければならないこと。
- 三 障がいのある人が、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得及び意思疎通のための手段について選択の機会の拡大が図られること。

四 情報の取得及び意思疎通に関する支援は、障がいのある人とない人の双方が、その利益を享受する主体であることを旨として行うこと。

五 全ての障がいのある人が、社会を構成する一員として、自らの意思によって社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、障がいのある人もない人も、互いに支え合い安心して暮らせることを旨として行うこと。

六 障がいのある人の自立及び社会参加の促進は、就労支援、雇用促進、スポーツ及び文化芸術の振興その他の障がいのある人の福祉の向上に関する施策との有機的な連携が図られること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、並びに実施するものとする。

(市町村等との連携)

第五条 県は、障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策を策定し、並びに実施するに当たっては、市町村、県民又は事業者（商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）と協力し、及び連携して取り組むものとする。

(県民の協力)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、県が実施する障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第七条 県は、障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 障がいのある人の権利の擁護

第一節 障がいのある人に対する差別等の禁止

(差別等の禁止)

第八条 全ての県民は、障がいのある人に対して、障がいを理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為（以下「差別等」という。）をしてはならない。

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第九条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障がいのある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障がい

のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第二節 差別等に関する相談体制

(差別等及び合理的配慮に関する相談)

第十条 全ての県民は、県に対し、差別等及び社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

- 2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
 - 二 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
 - 三 関係行政機関への通知その他特定相談の処理のために必要な事務を行うこと。

(専門相談員の配置)

第十一条 知事は、前条第二項及び次項に規定する業務を行わせるため、差別等及び社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に関して専門的な識見を有する者のうちから、相談員（以下「専門相談員」という。）を委嘱することができる。

- 2 専門相談員は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 相談のあった事例の調査及び研究
 - 二 第十四条第二項の調査
 - 三 前二号に付随する業務
- 3 専門相談員は、誠実かつ公正にその業務を遂行しなければならない。
- 4 専門相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(身体障害者相談員等との連携)

第十二条 次に掲げる者は、特定相談があったときは、県又は専門相談員に対し、第十条第二項に掲げる業務その他必要な措置を求めることができる。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員
- 二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二第三項に規定する知的障害者相談員
- 三 前二号に掲げる者のほか、差別等及び社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に関して識見を有し、障がいのある人から相談を受けている者

第三節 差別等に該当する事案解決の仕組み

(助言又はあっせんの求め)

第十三条 差別等を受けた障がいのある人又は障がいのある人が差別等を受けたと思われる事案を発見した者は、知事に対し、当該差別等に該当する事案(以下「対象事案」という。)の解決のための助言又はあっせんを求めることができる。ただし、当該求めをすることが当該障がいのある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

2 前項の規定による求めは、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

(事実の調査)

第十四条 知事は、前条第一項の規定による求めがあったときは、当該求めに係る事実の調査を行うものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、専門相談員に、前項の規定による調査の全部又は一部を行わせることができる。

3 第一項の規定による調査を行う職員又は前項の規定による調査を行う専門相談員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(助言又はあっせん)

第十五条 知事は、第十三条第一項の規定による求めがあった場合において、対象事案の解決のために必要があると認めるときは、徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会に対し、助言又はあっせんを求めるものとする。

2 徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会は、前項の規定による求めがあったときは、対象事案を解決するため、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、当該対象事案の性質上助言又はあっせんをすることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

3 徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案に係る関係者に説明又は資料の提出を求めることができる。

4 徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができる。

(勧告)

第十六条 徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会は、前条第四項の規定によるあっせん案を提示した場合において、差別等をしたと認められる者が正当な理由がなく当該あっせん案を受諾しないときは、当該差別等をしたと認められる者に対し、必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることがで

きる。

- 2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、差別等をしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。
- 3 知事は、前条第三項の規定による説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は虚偽の説明若しくは資料の提出を行ったときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(事実の公表)

第十七条 知事は、前条第二項又は第三項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対して、その旨を通知し、その者又はその者の代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで公表することができる。

(徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会)

第十八条 対象事案の解決のための助言又はあっせんについて調査審議するため、徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員十人以内で組織する。
- 3 委員は、障がいのある人、障がいのある人の福祉に関する事業に従事する者及び福祉、医療、経済、教育、法律その他差別等に関して学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第三章 地域における共生社会の実現に向けた取組

第一節 情報の取得、コミュニケーションに対する支援

(情報の取得及び意思疎通における障壁の除去)

第十九条 県は、障がいのある人が情報の取得及び意思疎通ができるようにするために必要な支援を行うものとする。

- 2 県は、前項の支援を行う場合においては、障がいの特性に応じた多様な対応が必要であることを認識し、障がいの特性に配慮して行うものとする。

- 3 県は、第一項の支援を行う場合においては、障がい福祉に関して専門的な識見を有する機関と連携して、最新の知見に基づき行うよう努めるものとする。

(障がいのある人に配慮した情報発信等)

第二十条 県は、障がいのある人が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障がいのある人に配慮した形態、手段及び様式によって情報提供を行うものとする。

(意思疎通等の手段の普及)

第二十一条 県は、県民及び事業者において、点字、音声、字幕、文字表示、わかりやすい表現、情報支援機器(情報の取得及び意思疎通を容易にする機器をいう。)その他の障がいのある人にとって利用しやすい方法により、障がいの特性に応じた多様な情報提供の方法が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、手話が言語であるとの認識に基づき、県民及び事業者において手話の利用が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障がいのある人自らが、情報の取得及び意思疎通を行えるよう、生活に必要な訓練を行うものとする。

(意思疎通支援者の養成等)

第二十二条 県は、市町村と連携して、点訳、手話通訳その他の方法により障がいのある人の情報の取得及び意思疎通を支援する者(以下「意思疎通支援者」という。)の養成及び技術の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、意思疎通支援者の指導者の養成を行うものとする。

3 県は、市町村と連携して、意思疎通支援者の円滑な派遣を行うものとする。

(災害時等の情報の確保)

第二十三条 県は、市町村その他の関係機関と連携して、災害その他非常の事態(以下「災害時等」という。)の場合において、障がいのある人に対し、その安全を確保するために必要となる情報を迅速かつ的確に伝えられるよう、多様な情報提供の手段を確保するよう努めるものとする。

2 県は、災害時等における障がいのある人の避難所での生活等において、必要な情報が障がいの特性に応じ、迅速かつ的確に伝えられるよう、支援する者の人材の育成を行うものとする。

第二節 障がいのある人の移動に対する支援

(移動手段の確保の必要性)

第二十四条 県は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活のために必要となる安全かつ快適に利用できる公共交通機関その他の交通手段が提供されることの重要性について、関係機関及び県民の理解を深めるために必要な施策を講ず

るものとする。

(身体障害者補助犬)

第二十五条 県は、身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する身体障害者補助犬をいう。以下同じ。）の支援を必要とする障がいのある人の社会参加を促進するため、身体障害者補助犬の育成を行うとともに、身体障害者補助犬の果たす役割の重要性について県民の理解を深めるための啓発を行うものとする。

(障がいのある人の交通安全等)

第二十六条 県民及び事業者は、身体障がい者用の車椅子で通行している人、白色又は黄色のつえを持った人、身体障害者補助犬を連れた人その他の安全に配慮が必要と認められる障がいのある人が通行又は歩行している場合においては、その通行又は歩行を妨げないようにするとともに、その安全が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。

2 県民及び事業者は、障がいのある人の通行又は歩行の安全を確保するため、自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第九号に規定する自動車をいう。以下この項において同じ。）を運転する場合において、当該自動車にその存在又は接近を歩行者等に知らせる音を発する装置（自動車の後退時に音を発する装置を含む。）が搭載されているときは、当該装置を用いなければならない。

第三節 自立及び社会参加

(障がい者スポーツの振興)

第二十七条 県は、スポーツを通じて、障がいのある人が心身の健康を保持増進し、体力及び運動能力を向上させるとともに、スポーツ活動（スポーツを行い、指導し、若しくは観戦し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営にかかわる活動をいう。以下同じ。）により自立及び社会参加が促進されるよう、障がいのある人が障がいの特性に応じて参加することができるスポーツ（以下「障がい者スポーツ」という。）の振興のために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに参加する機会の提供等)

第二十八条 県は、障がいのある人が障がいの特性に応じて多様なスポーツ活動に参加できる機会の提供に努めるとともに、障がい者スポーツの指導者その他障がい者スポーツの推進に寄与する人材の養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(競技水準の向上)

第二十九条 県は、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツ競技会又は全国的な規模のスポーツの競技会で活躍できる障がい者スポーツの選手を

育成するため、障がい者スポーツにおける競技水準の向上に努めるものとする。

(文化芸術活動の振興)

第三十条 県は、障がいのある人の創造性や豊かな感性を育み、表現力を高めるとともに、障がいのある人の自主的な文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）により自立及び社会参加が促進されるよう、障がいのある人が障がいの特性に応じて参加することができる文化芸術活動の振興のために必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動に参加する機会の提供等)

第三十一条 県は、障がいのある人が障がいの特性に応じて多様な文化芸術活動に参加できる機会の提供に努めるとともに、障がいのある人の文化芸術作品の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の障がいのある人が文化芸術活動に参加するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術活動の発展)

第三十二条 県は、障がいのある人の文化芸術活動の発展に資するよう、民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組の促進その他の障がいのある人の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域における活躍の場の充実)

第三十三条 県は、障がいのある人の自立及び社会参加により地域の活性化を図るため、障がいのある人が障がいの特性に応じ、その能力を発揮して活躍できる場の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(就労等への支援)

第三十四条 県は、障がいのある人の地域における活躍の場が増えるよう、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）第二条第四項に規定する障害者就労施設等その他関係団体と連携し、障がいのある人が就労その他の生産活動により供給する物品又は役務に対する需要を増進し、その受注の機会の増大を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 県民理解の促進

(広報及び啓発の推進)

第三十五条 県は、基本理念に関する県民の関心と理解を深めるとともに、障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策が効果的に実施されるよう、必要な広報及び啓発を推進するものとする。

(障がいのある人とない人の交流の推進)

第三十六条 県は、スポーツ活動、文化芸術活動その他の活動を通じて障がいのある人とない人が交流することのできる機会を積極的に提供し、その相互理解の増進を図るものとする。

2 県は、障がいのある生徒、児童及び幼児と障がいのない生徒、児童及び幼児との共同学習その他の交流を積極的に推進し、また、その保護者の共同学習その他の交流に対する理解を深めることにより、その相互理解の増進を図るものとする。

(県民等の活動の促進)

第三十七条 県は、県民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う障がいについて理解を深める活動を促進するため、情報の提供、助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(顕彰)

第三十八条 知事は、地域の活性化に資する活動その他の社会活動において顕著な功績があると認められる障がいのある人に対して、顕彰を行うものとする。

第五章 雑則

(規則への委任)

第三十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第四十条 第十一条第四項又は第十八条第六項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

資料4 徳島県障がい者施策推進協議会設置条例

○徳島県障がい者施策推進協議会設置条例

(昭和四十七年三月二十四日徳島県条例第八号)

(設置)

第一条 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、徳島県障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

(会長)

第三条 協議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第四条 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者及び障がい者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

2 学識経験のある者、障がい者及び障がい者の福祉に関する事業に従事する者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(議事の手続)

第五条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の総数の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第六条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要

な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

附 則 抄

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

資料5 徳島県障がい者施策推進協議会委員名簿

平成29年8月1日現在

区分	所属・職名	氏名	備考
学識経験者	徳島県精神科病院協会会長	櫻木 章司	
	徳島県肢体不自由児協会会長	中津 忠則	
	徳島文理大学教授	岩城 由幸	会長
	徳島県看護協会専務理事	渡川 明子	
	鳴門教育大学大学院准教授	高原 光恵	
	公募委員	舩戸 まさみ	
	公募委員	森西 香菜子	
障がい者の福祉に 関する事業に 従事する者	徳島県知的障害者福祉協会会長	加藤 和輝	
	徳島県ホームヘルパー協議会会長	富樫 一美	
	徳島県身体障害者施設協議会会長	原 照代	
	前ノーマライゼーション促進センター所長	加藤 幸代	
	徳島県建築士会セピア副会長	佐々木 才子	
障がい者団体の長	徳島県手をつなぐ育成会理事長	福永 岩一	
	徳島県精神障害者家族会連合会会長	西村 三希子	
障がい団体の長 (障がい者)	徳島県身体障害者連合会理事長・ 徳島県視覚障害者連合会会長	久米 清美	
	徳島県聴覚障害者福祉協会理事長	平 光江	
	徳島県内部障害者団体会長	清水 博	
関係行政機関	徳島労働局職業安定部職業対策課長	浅尾 真輔	
	徳島県立ひのみね支援学校長	東條 美智子	

徳島県障がい者施策基本計画（最終案）

編集・発行

徳島県保健福祉部障がい福祉課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-2248

ファクシミリ 088-621-2241

E-mail syougai-fukushika@pref.tokushima.jp